

340
28



始



14.12.24

3

mm

川村定靜著

教訓
叢書
赤穂義士誠忠百話

東京求光閣發行

340
28

川村定靜著

叢書
教訓

赤穂義士誠忠百話

東京求光閣發行

大正
5. 6. 2
内交

340-28

叢書 赤穂義士誠忠百話

目次

(一) 吉田忠左衛門謀者を宥す……………一

(二) 吉田忠左衛門の和歌……………三

(三) 兼亮よく性急の人々を説破す……………五

(四) 兼亮の智よく吉良氏の居所をつき止む……………八

(五) 吉良家へ討入りに就いての兼亮の注意……………九

(六) 原總右衛門の機智よく事を處置して誤まらず……………一〇

(七) 總右衛門大石に代りて關東に下向す……………一一

(八) 總右衛門義によりて嫁したる娘を取り戻す……………一三

(九) 山科の會議に總右衛門内藏助を難す……………一六

(一〇) 總右衛門の母の義死……………一九

五大
〇 〇 〇
交内

二

(一一) 總右衛門の妻子自害して果つ……………二四

(一二) 小野寺重内の和歌……………二六

(一三) 重内の妻丹女の風雅と和歌……………三〇

(一四) 小野寺幸右衛門の機智……………三一

(一五) 間喜兵衛の謹慎……………三三

(一六) 間十次郎の殊勳……………三四

(一七) 間瀬久太夫の父子……………三五

(一八) 奥田孫太夫の義心……………三六

〇(一九) 磯貝十郎左衛門十四歳にて淺野侯に仕ふ……………三九

〇(二〇) 十郎左衛門籠城を拒んで復讐を主張す……………三九

〇(二一) 十郎左衛門討入りの夜一室一室に蠟燭を燈らしむ……………四一

〇(二二) 十郎左衛門常に琴爪を懐中せり……………四一

(二三) 堀部彌兵衛筆道にて抱えらる……………四二

(二四) 堀部安兵衛菅野六郎右衛門の仇を復す……………四四

(二五) 安兵衛本姓を名乗て彌兵衛の養子となる……………四七

(二六) 安兵衛堅く籠城せんことを主張す……………四八

(二七) 安兵衛の友誼……………四九

(二八) 安兵衛武家の古法を知る……………五一

(二九) 安兵衛復讐を促して止まず……………五一

(三〇) 義士重阿彌が寮に集まる……………五七

(三一) 彌兵衛靈夢に感じて發句を詠す……………六一

(三二) 彌兵衛討入りに臨んで鼾睡す……………六三

(三三) 彌兵衛の娘妙海尼……………六六

(三四) 片岡源五右衛門の來歴……………七〇

(三五) 源五右衛門磯貝十郎左衛門と共に小林平八郎を討つ……………七一

(三六) 源五右衛門の僕平介の忠節……………七四

四

(三七) 潮田又之丞約を變せず……………八〇

(三八) 富森助右衛門三日三夜に百五十里の道を走らす……………八二

(三九) 助右衛門討入の夜に白無垢を着る……………八三

(四〇) 助右衛門大石瀨左衛門と共に芝居の真似をする……………八六

(四一) 助右衛門死體を包むことを頼む……………八六

(四二) 助右衛門前々から法名と辭世とをかきつけ置きり……………八八

(四三) 助右衛門の子長三郎介錯人に禮狀をやる……………八九

(四四) 武林只七上野介の首をあぐ……………九一

○(四五) 只七の沈勇死に臨んで悠然たり……………九一

○(四六) 只七が母の遺書……………九三

○(四七) 只七の伯母討入の夜に只七に名香を贈る……………九七

(四八) 岡島八十右衛門山賊を討ち果す……………一〇一

(四九) 八十右衛門下僕をいたはる……………一〇九

(五〇) 御用金の配分……………一〇九

(五一) 八十右衛門大野九郎兵衛を罵り辱しむ……………一〇

(五二) 中村勘介妻子を遠き親戚にたのむ……………一〇三

(五三) 村松喜兵衛父子同道にて君難に赴む……………一〇四

(五四) 三太夫研屋の柱にて刀を試む……………一〇五

(五五) 貝賀彌左衛門誓詞を返す使者となる……………一〇九

(五六) 大高源吾只七等を宥む……………一一一

○(五七) 源吾母の許へ文をおくる……………一一二

○(五八) 源吾茶事によりて吉良氏の在宿を知る……………一二九

○(五九) 討入りの夜諸士蕎麥屋に集まる……………一三二

(六〇) 源吾酒屋市兵衛方に發句す……………一三三

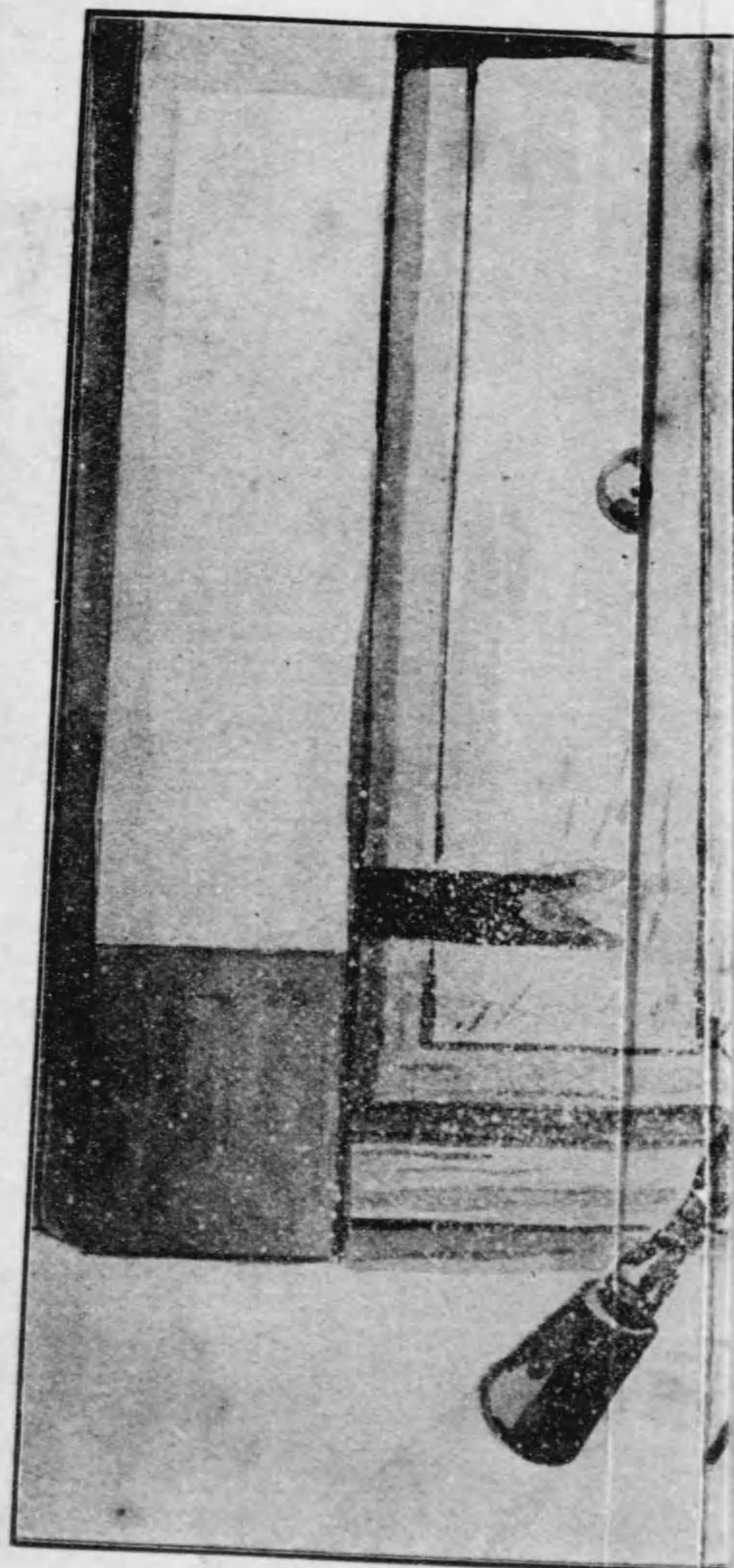
(六一) 岡野金右衛門吉良家の乳母に頼りて動靜を審らかにす……………一三五

(六二) 矢頭右衛門七死を決して同盟に加はる……………一三九

五

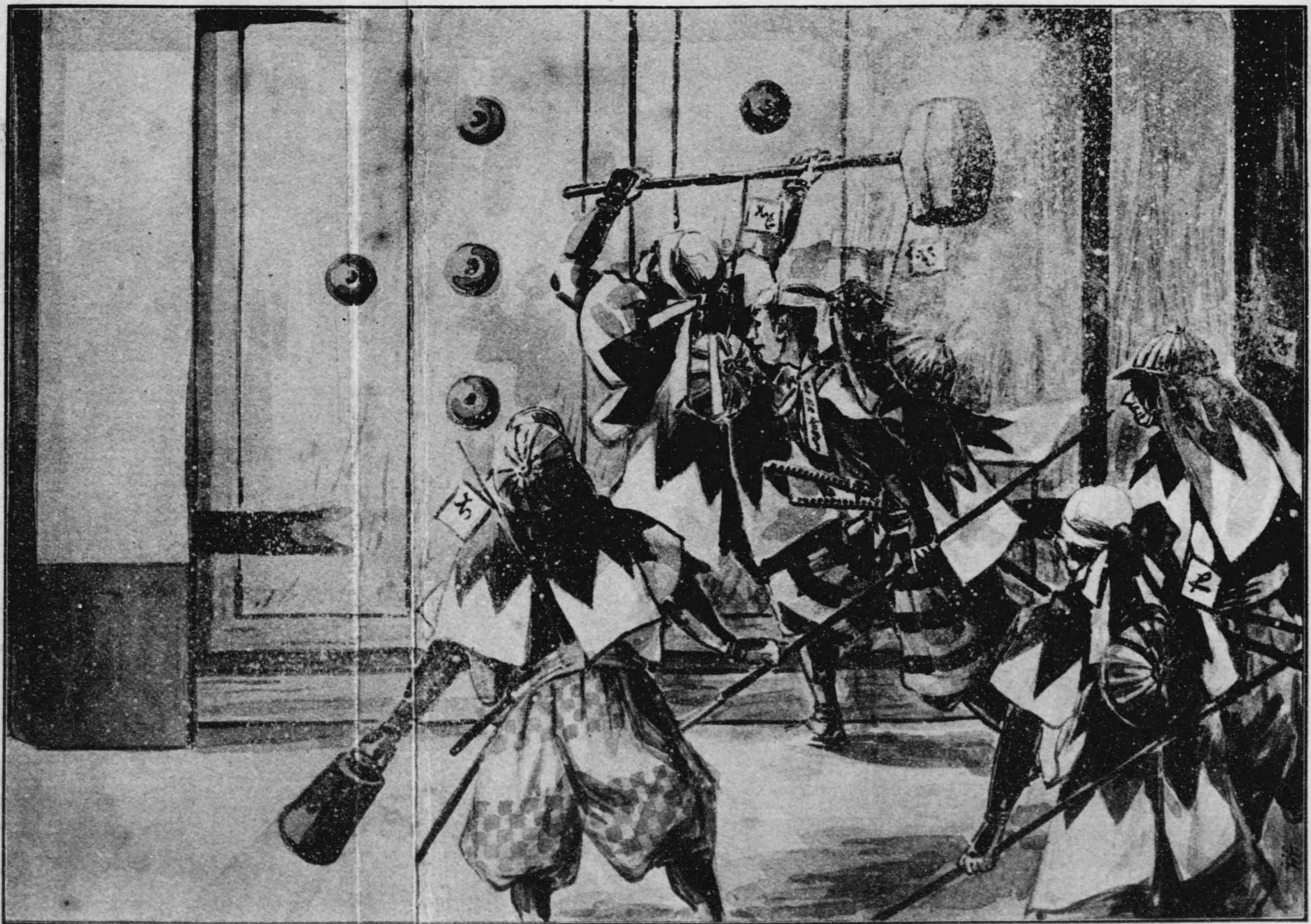
(六三)	矢頭長助が遺言状……………	一四二
(六四)	右衛門七腹巻を借りて返さず……………	一四二
(六五)	右衛門七大須賀治部右衛門を討ち留める……………	一四四
(六六)	勝田新左衛門と倉橋傳介……………	一四六
(六七)	前原伊助よく間諜の責めを盡くす……………	一四六
(六八)	大石瀨左衛門兄清四郎と復讐に出づるを争ふ……………	一四七
(六九)	矢田五郎左衛門敵の刀を奪ひ取りて闘ふ……………	一五一
(七〇)	赤埴源藏討入の夜に竈爐等に水を灌ぐ……………	一五三
(七一)	早水藤左衛門弓術を能くす……………	一五三
(七二)	木村岡右衛門詩一篇を記して兜蓋の中に納む……………	一五五
(七三)	不破數右衛門……………	一五六
(七四)	數右衛門才辯にて甘く切りける……………	一六〇
(七五)	菅谷半之丞繼母に懸想さる……………	一六五

(七六)	近松勘六夜討の時池に落ちる……………	一六七
(七七)	勘六が僕甚三郎夜討の翌朝諸士へ蜜柑をおくる……………	一七〇
(七八)	千馬三郎兵衛退身の途中より赤穂に来る……………	一七二
(七九)	三郎兵衛清水一學を討取る……………	一七五
(八〇)	杉野十平次諸義士の窮を救ふ……………	一七七
(八一)	神崎與五郎の幼時……………	一七八
(八二)	與五郎商賈となりて間諜す……………	一七九
(八三)	與五郎吉良家に乗すべき隙あるを報す……………	一八二
(八四)	與五郎不義の徒を憎憤し絶纒自解を著す……………	一八四
(八五)	茅野和助己を知る人のために死す……………	一八六
(八六)	横川勘平義のために切腹せんとす……………	一八六
(八七)	勘平友人の返書を届けながら吉良家を覘ふ……………	一八八
(八八)	勘平酒と卵の代をさし引き残りをかへす……………	一九〇



目次終

(八九)	三村次郎左衛門討入の夜大槌にて門を破ぶる……………	一九三
(九〇)	萱野三平赤穂へ急を告ぐる途中母の送葬にあふ……………	一九五
(九一)	三平盟約を守りて殉死す……………	一九九
(九二)	寺坂吉右衛門の至忠……………	二〇四
(九三)	吉右衛門廣島に赴むき大學殿に内報す……………	二〇五
(九四)	吉右衛門八十三歳の長壽にて死せり……………	二〇七
(九五)	吉右衛門逐電したり……………	二〇八
(九六)	吉良家に奉公せし義士の妻と娘……………	二〇八
(九七)	夜討の人数多きやうに謀りたり……………	二一〇
(九八)	義士死を賜ふの所名所となる……………	二一〇
(九九)	吉良家屋敷の跡町家となる……………	二一一
(一〇〇)	義士の子息遠流赦免さる……………	二一一



目次終

(九七) 夜討の人数多きやうに謀りたり……………三〇

(九八) 義士死を賜ふの所名所となる……………三〇

(九九) 吉良家屋敷の跡町家となる……………三一

(一〇〇) 義士の子息遠流赦免さる……………三一

叢書 教訓 赤穂義士誠忠百話

川村北溟著



(1) 話百餘忠誠士義確赤

吉田忠左衛門諜者を宥す

吉田忠左衛門は、名を兼亮と稱し、淺野家の世臣なり、内匠頭長矩に仕へて足輕頭を勤め、郡代を兼たり、祿は二百石を食めり、兼亮身体剛壯にして容貌人に勝れ、且つ敏捷を以て名を得たり

赤穂侯長矩の、元祿十四年辛巳三月十一日に、勅使饗應の役を蒙り、願問役吉良義央の凌辱に耐へず、千代田城中に及ぶや、長矩は勅使に對して大不敬なりとて、即日死を賜はり、且つその城地まで沒收されたり、是において赤穂城下の囂

擾譬ふるに物なく、隣國の諸侯は皆大亂の突發せんことを怖れ、先きを争ふて、謀者を入れ、その内情を偵知して備ふるところあらんとせり、一日兼亮部下の足輕を従ひ、城中を巡視せしに、人夫の中に一人の不審きもの居るを認め、能く取糺して召し捕らんとせしに、彼者自から進み出で、云ふ

「我は實に隣國某侯の謀者にて、竹井金左衛門と云ふものなり、今斯見出さる、上は、逃れ去らんとしても逃れ去ること能はず、死するときに死せざれば、死に勝る恥ありと云へば、請ふ自殺して以て謝する所あらん」と、兼亮笑つて云ふ

「武士たるものは、おのゝ其の主人のために忠節を盡すものなれば、更らに心を傷めらるゝには及ばぬことなり、某なども、主君のために城を守るものなり、今不幸にして主君禍に罹り國に主なし、去らんとするも命を受くるに所なし、我等赤穂の家臣たるものは、唯官使の到るを待つて、主君のために城を枕にして死すれば可なり、某若し守禦のために備へを爲さば、城中の動靜など、豈に他人

に窺ひ知らしむることを爲さんや、されど今は去る責任あるものにあらず、足しを強ひて禦いで何かせん」と、城中を案内して隈なく見せしむ、竹井問ふて云ふ

「同志の士は幾人なりや」と、兼亮懐中より帳面を出して見せ、更らに隠すところなかりし、竹井又問ふて云ふ

「貴下の御姓名は、何と仰せらるゝや、承はりたし」と、兼亮答へて云ふ

「足下一命を捨て、謀者を勤め、城中の動靜を主君に報せんとせらるゝ、苦心をあらはれに思ひ、足下をしてその志しを遂げさせしまでなり、我が名は素より名のる必用もなければ、足下も亦推して問ふの用なかるべし、特に我等は既に過去帳に記さるゝ身の上なれば、其の方をお知らせ申すべし」とて法名を記して竹井に授け、禮を厚くして城中より送り出し遣りしと云ふ

二 吉田忠左衛門の和歌

兼亮内藏助の内命を受け、近松勘六と共に關東に下向し、復讐を急ぐ人々をなだめんとせり、而して兼亮は篠崎太郎兵衛と變名し、勘六は森清助と云ひ、共に京師を發足して相坂の關を越ゆるるとて、兼亮よめる

九重の、霞をわけて、出る日も

曇らぬ御代に、あふ坂の關

其れより伊勢の神宮を拜禮し、兩士とも奉幣して祈願をこめ、津の知人水沼久太夫と云ふ人の家に一泊し、その翌日津を立つて道々古戰場など尋ね、而してさやの中山を過ぐるとて

夜をこめて、越え行く旅の、空なれや

しのゝめ近し、さやの中山

また薩埵峠の景色をながめて

我だにも、三保の松原、富士の雪

清見瀨にて、

心や空に、かゝるしら雲

天の原、霞もはれて、清見瀨

月をとめよ、浪の關守

辭世二首

君がため、思ひにつもる、白雪を

ちらすは今朝の、峰の松風

我が罪と、人の菩提に、まさるとは

佛のゆるす、ちかふ山風

三 兼亮よく性急の人々を説破す

内藏助の内命を受けて關東に下向せる兼亮と勘六は、三月五日に芝の松本町なる米

屋久太夫と云ふ商人の家に寄宿し、翌日早々堀部彌兵衛父子、奥田孫太夫父子を招ぎけれども、不在にて共に來らず、七日には朝早く連れ立ちて來れるも、兼亮と勘六は石原新左衛門殿の宅を訪ふて不在なりしゆゑ、八日には兼亮勘六の二人は、奥田父子を誘引して堀部方を訪へり、堀部父子は特の外悦び、款待優遇至らざるところなかりしかば、兩士もうちくつろぎて、内藏助の書狀を出し、且つ告げて云ふ、この正月に、原總右衛門、大高源吾の兩士歸京の後、五たび諸士を會合して評議を凝せしも、更らに要領を得ざりし爲め、五たび目の時には大いに内藏助の所爲を難じて、已に引き分るべき由を言ひ募り、意志一致せずして遂に二つに別れたり、而るに内藏助は、諄々として君臣の義を説き、兎角木挽町(長矩の弟大學頭長廣を云ふ)の安否を見届けすして事を果すは、忠臣の道に背けりと、噛んで含めるやうに申され、去冬中三月限りと約せしを以て、定めておのゝに於いても取り急ぎ居らるべきに由り、我等兩人に急いで下向し、相宥め申すべき旨内命に接し、斯く御

意を得し次第なり、三月十四日の御一周忌過ぎても、尙ほ安否分らぬときは、來年三月の御三周忌まで見合せ居り、若しその時に及びても、善惡未だ判然せせるときは、速かに取りかゝりて豫ねての本望を達すべしと、我等始め數人の同志を相手にして、堅き誓言を誓はれしところなり、我々も顔面を犯してその不可なる旨を論じたれども、流石に内藏助の申さるゝこと故、是非なくそれに一決せりと云ふ、堀部と奥田は、兩人の言ふところに甚だ不快に感ずる所なきにしもあらざるも、衆議それに一決せりと言へるを以て、兩士は云ふ、萬一吉良殿に變あらば、臍を噛むとも及ぶべからずと思はるゝも、衆議既に一決せりと言はれては、我々の愚意を以て左右すべきにあらず、此の上は是非に及ばず、唯時節の來るを待ちて事を決し申さんと述べければ、兼亮も勘六も大いに喜び、その旨を書面に認め、急いで内藏助に内報したりと云ふ

四 兼亮の智よく吉良氏の居所をつき止む

兼亮細川家にお預けとなりて居りし時、堀内傳右衛門に語りて云ふ、我が徒吉良邸に討ち入りし時、某裏門より討入りければ、何方にても隠居は、まづ奥座敷或ひは裏の方などに、建つくるは世の常なれば、是れ幸ひなりと存じ、此所彼所と尋ねさぐりけるに、葎垣ありて、雪隠のやうなる所の前にて、人聲いたしける故、押し破りて入り見るに、何者にや、そのまゝ座敷に這ひ込みたり、大概は臺所より討入りけるに、圍のやうなる所へ、兩方よりせり込みたるに、三人居申したり、皿或は茶碗、炭などにて投打ちをいたしたる故、十次郎そのまゝ鎗をつけんとするに、上野介殿前に、二人立ちふさがりて防ぎけるもの、殊の外に働かしによりて、二人共に討ち果しければ、上野介殿にも脇差を抜きて、振りまはし申さるゝ所を、十次郎鎗つけ首をあげ能く見るに、古疵らしき所も見へ、白小袖を着られたれば、生捕りお

ける吉良家のものに正したるに、上野介殿に極りたり今までよく寐られたりと見へて、蒲團も未だ温かにて、刀ばかり残りありしと云々

五 吉良家へ討入りに就いての兼亮の注意

四十七人の義士の面々、吉良家に討入らんとして兼亮の家に會議せし時、兼亮盟書の首に記していふ、我が輩吉良家へ討入りの砌りは、手分けを定め、或は闘ひ或は守り、何れも十分心を合すべし、たとへば守るものと、警を斬るものと、その働らきかはることなし、さればかるくしく其所を動くこと勿れ、闘ふものは進んで退くことなかれと定む、人々敬服せざるはなかりし討入りの夜には又、隣家屋敷に人を遣はして、淺野家の遺臣、仇家を襲ふのよしを告げしむ、これ近隣の人々の、叫喚の聲に驚き騒がんことを畏れてなり兼亮既に討ち入りて後、奮闘夜半を過ぐるも、未だ吉良氏を得る能はず、諸士大い

に力を落とし、呼はりて云ふ、仇敵いづれにか潜める、よも逃れ去ることはあるまじと、稍はゆるめる色あるを見、聲を勵まして云ふ、諸君、心を静めてしづかに捜されよ、よもや天をも翔るまじ、地にも潜むまじ、若し夜あけなば、一日かゝりても尋ね出さんと力をつくれれば、諸士これに勵まされ、ふたゝび競ひあひて尋ねさぐりしかば、遂に吉良氏を獲たりしなりといふ
細川家にお預となりて、死を賜ふの日を待ち居ける中、傍の人にいふやう、某身体肥太り居れば、その内死を賜ふの時には、別に大なる布囊をこしらへ、そのうちに入れて、醜き態をあらはさぬやうに爲し賜はらば、實に我が幸ひなり、その用意の金子は、今尙ほ持ち居れりと云ひけるとなん、死する時、六十三歳なりし

六 原總右衛門の機智よく事を處置して誤まらず

原總右衛門は、名を元辰と云ひ、淺野家に仕へて足輕頭となり、食祿三百石なりし總右衛門の江戸にあるの日、主君長矩勅使饗應の役を命せられ、總右衛門も亦その事に與かり、勅使饗應の館にありし折、たまゝ主君長矩、營中において及傷に及びしより、即日田村家において死を賜りしにより、饗應の役も遽かに別の諸侯に改めかへられしかば、館にある所の器物は、すべて急に取り片づけるこゝなれり、然るにその事急劇に起りて、人々の豫想せざるところなりしより、如何はせんと、唯あはておどろくのみなりしを、總右衛門のみは、物徐かに差し圖して、いそぎ道三橋へ舟を多くあつめ、それに積み乗せければ、路は近し、暫らくの中に、速かに運び畢りけり、観るもの感心せざるはなかりしといふ
その夜萱野三平と共に、其所より直ぐに赤穂に馳せ登りて、變を告げたりといふ

七 總右衛門大石に代りて關東に下向す

總右衛門は赤穂に止まり、内藏助に従ひてしばし城中に會議せしが、大野九郎兵衛我意に募り、彼此と妨害になることのみ言ひ罵りければ、總右衛門は座を進みていふ、一座すべて大石氏の議に服したるに、足下ひとり異論せらるゝは何故ぞ、今日之事は猶豫すべきことにあらず、足下若し飽くまでも異議を立てらるゝなら、速かに座を立れよと、顔色をかへ、聲あらく申しければ、大野は恐れて退座せり、大野に一味の徒は、何れも皆立ち去りたり
内藏助はあらかじめ復讐の議を定め、自から江戸に赴むきて采配を振らんとせられしに、たましく疔瘡に惱され、發足することかなはざりければ、内藏助は先づ總右衛門をして江戸に下らしめ、以て諸士の心を安んせしめたり、堀部彌平は素より總右衛門と交はり深く、曾てその義勇に服し居ければ、心をかたむけて復讐の議をはかれり、而して總右衛門は常に大阪にあり、吉田忠左衛門は江戸にあり、小野寺重内は京師にありて、おのゝ心をあはせて内藏助を助け、よくその目的を達せしめ

しといふ

而して總右衛門は、時に姓名を變じて和田元眞と云ひ、又前田善藏とも稱せり、死する時五十六歳なりしといふ

八 總右衛門義によりて嫁したる娘を取り戻す

總右衛門浪人して、大阪の北老松町の出はづれ、曾根崎のほとりに僑居して居けるが、程遠からぬ小坂田村といふところに、百姓喜左衛門といへるものあり、心朴直にして義氣に富める男ゆえ、總右衛門は娘を喜左衛門方に嫁し、行末の安心になるやうにと思ひ、喜左衛門と約束せしが、さて熟々思ひ見るに、夫れ父として子を思ふこと、天道自然の理なれば、我がなき後に至りて、いよゝゝ流浪せんことを不便におもひ、農家に娘を縁づけたれども、我江戸にて果たる後、總右衛門は亡君の仇

をば討ちたれども、生命生きんとの所存にや、後來の隠れどころに娘を農家に嫁し
 おきたるか、思ひの外に討死したるは、詰腹切りたるにあらすやなど、衆人の輕蔑
 に遇はんこと誠に無念なるべし、我が命のある中は、婚姻をばさせまじ、幸福だに
 あらば、餓死をもせまじと、急度思ひつきければ、速かに約束を變せんとおもへし
 かども、今更ら詮方なければ、喜左衛門に告げて、急に婚儀を行ひ給はれといふ、
 喜左衛門はその意に任せて、妻を迎へたり、既に五日回りに娘來り、六日目に總右
 衛門、喜左衛門父子を招きて、刀を引出物となして與へ、その座にて直ちに喜左衛
 門に云ひけるは、近頃無心千萬ながら、少しく子細あれば、娘に暇給はりたしと、
 婿も舅も大いに仰天し、返答にも及ばず、あきれ果てたる様子なり、總右衛門云ふ
 その不審は尤も千萬なり、我ふかく考へずして、この事に及びたれども、行きあた
 りたることありて、今更ら如何ともしがたし、主意は、神文を以て盟ひたれば、口
 外しがたしと、

喜左衛門父子、さらばとて即座に血を刺して神文に及ばんとす、爰において總右衛
 門重ねていふ、今婚姻の好みによりて交はりを取るといへども、それは實に私事
 なり、今また主意を口外せざるは、正しくこれ君上の公事なれば、其許達の心底
 を疑ふとはあらざれども、いかんぞ公を以て私に替ゆべけんや、一旦神文に盟ひ
 しことなれば、たとひ身命を失ふとも、人に洩すべき理由やある、我が心中を察し
 給ひて、強ひて糺明せらるゝことなくば、よろこび此れに過ぎたるはなし、淺智の
 ほご後悔すとも及ばず、たゞ一向に聞き入れ給はれと、餘義なく申し述べられけれ
 ば、喜左衛門父子も、その義言に感じ、やがてその意に任せて假初に妻を返しけり
 と、
 同盟の士何れもみな忠信を守るが中にも、殊更に總右衛門などこそ、純粹の徒と
 云ふべしといへり

九 山科の會議に總右衛門内藏助を難す

上野介退隱の上、羽州米澤に引きこもらんとするとの巷説を聞ける義士の面々は、一同に山科に集り、取り／＼に會議するも、議論區々にして決せず、時に内藏助諸士に向つていふ、某舊冬關東に下向せし時、肺肝をあらはして義の當然なる所を説しせり、固より關東の諸士を始めとして、某が指揮に任せらるべき心得なればこそ、我も亦その宜しき所を指示せしなり、然るに動もすれば事を急がる、段大いに心得ざるところなり、兎角三月を過すといへども、大學殿の浮沈を見極めずんば、この事果すべからず、若し大學殿少祿にても亡君の跡目に立たれ、淺野家を相續せらるゝときは、これ我等の面目に似たれば、一同仇を復せんこと節義にあらず、その時は某一人一同の義士に代はり、一同の主意を立て、吉良家に憤りを漏らすべし、たとひ本領を賜るとも、新知と仰せ出だされなば、益先君の恥辱なれば、申し合せの

通り、必ず日頃の宿意を遂ぐべし、我この外に異心あることなしと、總右衛門之を聞いていふ、我つく／＼思ふに、大學殿の開門を見合せずして、おの／＼事をはやるの主意、今内藏助仰せの通り、若しも亡君の家系を立て下ることある時は、諸士一同吉良氏に恨みをなさんこと遠慮道なきにあらず、この義成就すべからずと思へり、去年三月より今に至りて盟約を變せざるものは言ふに及ばず、その後ちかひに加はるものといへども、強ひて事をなさんと悶ゆるものは、身を鹽にするとも、その志を終へんと思ふもの共なれば、たとひお家の跡目は立つとも、必ずその主意は翻へすべからず、然ればお跡目立ちたりとも、今内藏助殿の申さるゝ如くならば、内藏助殿一人總名代として本意を立てられ、その外はみな腰ぬけと罷りなるべし、千萬残念の至りなり、この儀に興みするもの、この異論あらんことを兼ねて察するより、おの／＼復讐をはやると見へたり、兎も角も君父の讐には、餘事のかゝはるべきいはれなし、何物か妨げんや、然らばその主意なきにしもあらず、人々は

如何にもあれ、この總右衛門においては、赤穂城中にて死にそなたなひたれば、今更らに生きて出家禪門とまかり成るべき所存もあらず、おのゝは如何に思はるゝかと、席をたゝいて論じたれば、いしくも申されたり、誰かはその義に戻らんと、一同その言葉に従ひたり、中にも大高源吾、潮田又之丞、中村勘助等は、總右衛門を助けて、内藏助を難じたり、その時吉田忠左衛門、小野寺重内の老人申さるゝは、今内藏助殿の申さるゝところも、我一人義者たらんと云ふ心にあらず、御名跡立ち候うへにて、多勢吉良家に討ち入るときは、再び御家の滅亡せんことをふかく慮りてのことなり、されば衆に代はりて志を立て、諸士の忠義をも空しくせず、御家の再興にも妨げなからんことを思ひての言葉なり、しかし諸士とてもその志を翻へすには、これ又君家の再興にも換へがたき道もあれば、この兩端は、唯内藏助殿の剛断にあるのみ、我々の如きは、古稀の齡におよびて、諺にいふ行きがけの駄賃なり、いで死出の山の一番鎗をこそ心かけ申すなれといふ、是において諸士は、

内藏助に引き分れて、事を果さん動静なれば、内藏助は涙を流して衆を宥め、おのゝの誠忠さほど堅きことなれば、必定一黨して事を爲すべし、去りながら大學殿の浮沈は、必ず見すんばあるべからずと、赤誠を込めて制しければ、各も始めて心服し、さらば關東にある勇士をも宥むべしとて、吉田忠左衛門と、近松勘六の二人姓名を變じて下向することゝなれり

一〇 總右衛門の母の義士

總右衛門の赤穂を退去せし時は、老母の年七十五歳なりし、城下の町に知人ありて、まづ其方に落ちつき居たり、而るに内藏助より折々文通にて、何事によらず問合せけり、かくて七月の末になりて、兎も角も京に出で、内藏助と事をはかり、心を遂げんものと思ひて、それとなく母に申しけるは、我等こと、申し合すべきことの候へば、暫らく京師にのぼり申すなり、大方十日か二十日も逗留し申すべし、さ

てそれより江戸に参ることも候はんが、はては歸りてお目にかゝり申すべし、それ
までおさはりなく渡らせ給へといふ、この老母はそのむかし、京極家に仕へたりし
人にて、その後赤穂へ縁ありて來れり、若きときより心ざま人にすぐれてやさしけ
れども、又りしき所ありて、義氣ある婦人なりけるが、このよしをつくくとう
ち聞きて、總右衛門に向ひ申しけるは、はるくの旅行に赴むき給ふこと、辛勞の
段察し入るところなり、越方行末の事どもをよく思ひめぐらすに、その方祖父
より主君の恩顧によりて、身命をつなぎ來れり、而るに武士は名こそ惜けれ、この
度の旅行は、定めて御主の御恩を思ひてのこと、思はるゝなり、我女なりとも此度
の事をば、いかでか察せざらんや、あはれ與共にゆきて、如何やうにもなりはつべ
き心なれども、年老いたるうへに女なり、さて世の中に、親の子を思ふほど切なる
はなく、多くの子なりとも、いづれ愚はなきものを、殊にその方はたゞ一人にて、
月にも花にもかへ難くこそおもひつれども、士たるものは忠義のためには、愛子は

おろか、身命家名をも抛ち捨るは常の事にて、これ四民の内にも貴るゝ故なり、徒
らに愛におぼれて仁義を知らざるは禽獸に同じ、何とぞ亡君の御憤りを休め奉つ
り、草葉のかけにても御恩を報じ奉つるは、親父もさぞかしよろこび給ふらんとぞ
おもはるゝ、かゝる一大事は老いたりとも、女なれば秘するは法にて、尤ものこと
なり、しかし我は老いたりといひ、ともく主君を思はざるべきや、先達て本望を
遂げ、討死したりときくならば、如何ばかりの孝行かこれに過ぎん、若し母がある
ことを心にかけて、身命を惜み、主恩に報ひ奉つらざるは、再び我に對面すべからず、
その方も若輩にてもなし、會得なるべし、我も武士の娘なり、何れにも忠義を忘る
べからず、かへすゝも名に恥づべしとありければ、總右衛門も早覺られたりと思
ひ、今は隠さんこと却つて道にあらずと思ひ極め、義盟の大望をことごとく物かた
り、さてありしにかはりて諸事心にまかせず、御起居も御心ぐるしく、御不自由が
ちにおはしまし候はんと、これのみ心にかゝり申すとて涙を流しけり、母云ふ、我

がことは、必らず心にかくべからず、旅の用意取りまかなひ、長途のことなればとて、年わかのものにいへる如く、歩行ばかりも爲すべからず、草臥ては物の用に立たず、馬にも駕にもりて行くべし、馬にのるならば、言ふまでもなければども、心をつけてのり給へ、眠りて落ち給ふな、僕ひとりも連れざれば、嘸ものうからん、傍輩衆といひ合せて、よく事を計り申されよと、念頭に心つけて別れけり、總右衛門山科に出で、内藏助と申し合せ、七月の末に、江戸に下向のはづなりけるが、その折ふし、内藏助よほどの病氣にてありければ、暫らく快氣を待つうちに、時うつりければ、この隙に今一度、母に逢ひて來らんものをとて、又播州へ立ちこえ、老母の住居を尋ねて、案内を申し入るゝを聞いて、母云ふ、總右衛門はかへりたるかとて、居間によびよせ、小聲にて、内々の義は、首尾よくしてかへられしか、手を負ひ給はずや、如何にと問ふ、總右衛門その義にはなく、いまだ發足いたさる故に、今一度お目にかゝり申し度、參り候とて、次第をつぶさに物語りけり、さて

夜に入りて、快く寐ねて、朝はやく起きて見るに、母の見へ給はねば、下女に尋ぬるに、いつも疾くお目さめなるに、今朝は如何にやおそしといふ、老人のことなれば、心もとなく思はれ、往きて見よとて、下女をやりけるに、彼下女一聲さけびつゝはしり出づるに、總右衛門うちおどろき、往きて見るに、母は守刀にて自害して伏し居たり、總右衛門はさらなり、下女も共に涙の外に、しばし言葉もなかりけり、かたはらに一通の書あり、これを見れば書置なり

過し暇乞ひの折から、返へすゝも母ありと思ふべからずと申し聞け候に、又立ちかへり我をとひ候事、尤も孝行に似たる不孝なり、とかく老いたる母が世にながらへてある故に、かゝる不覺を見るなれば、まづみづから先へ死して義ををしへ、武士のはちなからんことを示すなり、これも子を思ふの道なり、其方も年五十にあまりぬれば、中老なり、申すには及ばず候へども、町人百姓は義不義によらず、命を大切に於て父母をはぐむは、これ道なり、武士の家に

生れては、義と恩には一命をすて、報ひ奉つるこそ人にて候、兎角母に心ひか
るゝのやうすなれば、老心のひがみにや、かく成行き候まゝ、いよく心をか
ため、亡君の御ために、命をすて給はるべく候、かしく、

六月六日

原總右衛門どのへ

一一 總右衛門の妻子自害して果つ

總右衛門の妻は、本所に借宅してあり、十次郎といへる五歳の小兒を養ひて暮しけ
るところ、復讐の事果て、義士に死を賜ふて後、義士の子供の男子の分は、すべて
遠流の罪に處せられたる時に、十五歳までは母と共に、町あづけになさせらるゝよ
し、名主に仰せ渡されたり、而るにかの妻、總右衛門、お預けとなりて便りなけれ

は、
か
か
か

ば、その後は衣類諸道具等をみな賣代なし、その日をおくりし所、最早賣り拂はん
物とてもなく、はや飢渴にも及ぶべきありさまにて、もとより江戸にゆかりもなけ
れば、ありのまゝを名主へ申し出でたりければ、十次郎こと十五歳になるまでは、
町へお預けなされ、それまで養育すべき旨、仰せわたされければ、其のよし妻へも
申し聞かせ、町内より手あてして養ひけり、三日ほど過ぎて、かの女名主方へ來り
申すやう、小兒今年やうやく五歳なり、十五歳までは十年あり、ゆかりもなき私御
町中の御厄介になり候も、心なく迷惑に存じ候、よつて書置をのこし、ひそかにこ
の所を立ち退き申すべきによつて、さやうに御心得給はるべしと申す、名主聞いて
その許おや子共に、上より御あづけの身にて、一人立ての世話にあらず、一町内に
ての事なり、難義いたすものもなし、お預け中に立ち退てはかへりて、何れも難
義に及び候へば、ゆめ／＼左様の事はあるべからずと、かたく制し、得心させてか
へしけるが、その月の十五日の夜、書置して小兒をさし殺し、その身も自害してぞ

死したりけるは、あはれなりしことどもなり

一二 小野寺重内の和歌

小野寺重内は、名を秀和といひ、その祖十太夫より、赤穂侯の家臣たり、父は又八といへり、重内は、内匠頭長矩に事へて、京都の留守居を勤め、祿百五十石を食めり、浅野家斷絶の後は、常に京師にあつて内藏助を輔け、遂に復讐の義舉を遂げたり、死する時、六十一歳なりし

重内和歌に巧みにて、そのよめる歌數々あるも、左にその一斑を記して、如何にたぐみなりしかを示すべし

復讐のため、あづまへ出立する時、妻への返事にしるしたる、あふ坂のといへる歌

別れても、またあふ坂と、たのまねば

たぐへやせまじ、死出の山越

又復讐の時、おのゝ姓名を金の短冊に書きて、背につけたる歌

わすれめや、もゝにあまれる、年をへて

仕へし世々の、君がなさけを

是れは先祖十太夫より、世々祿を賜はりし恩をよみし歌なり

二月三日に、妻女に與へたる文に「幸右衛門ことも、心安く思ひ給ふべし、我がこの歌にてあきらめられよかし」と述べ

迷はじな、子とともに行く、後の世は

心のやみも、春のよの月

又、死ぬべきなれば、古郷も忘れたらんかとも思ひめさるべきこの歌、この頃思ひつけしまゝに、申し入れ候、膳部にいるの、春の野菜を出されたるを見て

むさしの、雪間も見へつ、故郷の

いもが垣ねの、草ももゆらん

志賀の浦にて

ふるさとに、かくてや人の、住みぬらん

ひとり寒けし、志賀のうら松

都の空、やうく遠ざかればとて、

ふるさとの、心あてなる、大ひえの

山もかくる、あとの白雲

日にく時雨ふりければ

別れゆく、思ひの雲の、たちそふや

けふもしぐる、東路の空

所々にてよめる歌

よりく、都にかへる、旅人の

数にもれなん、身の行くへかな

わすれえぬ、都のとももの、面かげに

道ゆく人を、たぐへてぞ見る

又その折り歌のともだちのもとへおくれるは、

思ひいでば、音羽の山の、秋ごとの

色を別れし、袖ぞとも見よ

時雨を題にて

定めなき、そらとも見えす、旗の屋に

かならず過る、夕時雨かな

炭がまを

山風に、ゆきげの雲を、吹とちて

烟みじかき、小野のすみ竈

老後の述懐

老ぬれば、よそになされて、いにしへを

語るをだにも、聞く人のなき

又あづまにくだる時、箱根山を越えしが、相知れる人の、吾妻より都にかへるに行きあひければ、妻の許へ文通せし奥に

限りあり、かへらんと思ふ、旅にだに

なほ九重は、戀しきものを

外にも尙ほあれど、他は省略せり

一三 重内の妻丹女の風雅と和歌

重内の妻名は丹といひ、灰方氏の女なり、義氣風雅ともに、その夫の行に配して、愧るところなき人品なりし、故に兄灰方藤兵衛の淺野家の祿を食みながら、義士の列に入らざることを憎み、兄弟の義を絶ちて、ひとり佛光寺のほとりに孀ぐらしし

て居しとなん、されば夫重内、子息幸右衛門自盡を賜へる後は、おもひかねてや、やがて自害して身まかりぬ、墓は京師本國寺の塔頭了覺院にあり、梅心院妙薫日性信女、元祿十六癸未六月十八日と刻せり、過去帳には法名の上に

妻や子の、まつらんものを、いそがまし

何かこのよに、思ひおくべき

と辭世の歌をしるし、自滅とあり

丹女は和歌に巧みにて、夫秀和と常に唱和してたのしみとせり、今二三を左に記して責めをふさぐこととせり

○なき人の墓に詣でし言葉書ありて

きのふまで、とへばこたへし、言の葉に

聞くこそかふれ、松の下風に

○春風を題にて

咲きそむる、外山の櫻、にはひきて

人おごろかす、春の朝かせ

○磐瀬てふ名所の題にて

くれて行く、秋といはせの、山風に

もちちかつちる、音のさびしさ

一四 小野寺幸右衛門の機智

小野寺幸右衛門は、名を秀富といひ、實は大高源吾の弟なり、母は小野寺重内の姉にして、重内に嗣子なきより、養ひて養子となせるなり、赤穂退去の後、養父に従

ひて江戸に至り、姓名を變へて仙北又介と稱せり、吉良家に討ち入りの時、真先に進み入りて、床の間に備へあるところの弓弦を、ことごとく断ち切りて、一も残すところなかりしといふ、これかねてより、吉良家の家臣は、多く射術を好みとの風評を聞けるものから、先づ第一にその豫防をなせしなりといふ、さくものその機智に感じけるとなん、死する時實に二十八歳なりし

一五 間喜兵衛の謹慎

間喜兵衛は名を光延といひ、先祖は近江の蒲生氏より出でたり、父を左兵衛といひしが、人を殺してその仇を避けんがために、淺野家へ仕へたりといふ
喜兵衛は人となり、言詞少く謹しみ深くして、喜怒色にあらはれずといふ人なりし、内匠頭長矩に仕へて祿百石を食み、馬廻役を勤めたり
吉良家夜討の時、喜兵衛の子十次郎、吉良氏に鎗をつけて高名せり、義士四家へお

預けとなりし時、喜兵衛は細川家にあづけられたり、而して人々日々相あつまり、笑談に目をくらしけるに、喜兵衛のみ言語少く、更らにはなし杯はせざりしなり、細川家の臣堀内傳右衛門といふ人申されしは、何れもみな勇をふるひ、吉良家に討入り給ふその志はかはることなし、而るに上野介殿を間君の御子息が手に得られたるは、間君格別の御忠節なりと稱揚す、義士の面々如何にも左様なりと挨拶せしも、喜兵衛はたゞ莞爾と笑ひしのみにて、一言もせざりし、切腹の時和歌一首をよみて堀内氏に贈れり

草枕、むすぶかり寝の、夢さめて

とこよにかへる、春のあけぼの

死する時、年六十九歳なりし

一六 間十次郎の殊勳

間十次郎は、名を光興といひ、喜兵衛の長子なり、吉良家へ夜討の時、第一番に上野介へ鎗をつけ、遂にその首をあげたり、故に殊勳第一と稱せらる。十次郎の弟に、新光風といふものありしが、故ありて跡をくらまし、江戸に來りて隠れ住みしが、父兄の義に赴むを聞き、内藏助に請ふて盟約にあづかり、父兄と共に節に死せり、時に光興は二十六歳、光風は二十四歳なりし。光興細井廣澤と交はり、水魚も管ならざる程なりしが、死を賜はるに及び、遺言して鐵帽を贈り、その舊誼に報いたりといふ

一七 間瀬久太夫の父子

間瀬久太夫は、名を正明といひ、小野寺重内の從弟なり、内匠頭長矩に仕へて大目付となり、祿二百石を食めり、赤穂没落の後、醫師となりて市にかくれ、姓名を變じて三橋淨貞といへり、内藏助江戸に下りて復讐の事をはかるや、久太夫も亦從

つて江戸に移り、吉田忠左衛門、原總右衛門、小野寺重内の三人と共に、内藏助を佐けて復讐に盡力せしといふ、事果て後、四侯にお預けの身となりしが、病にかゝりて重体となりしに、死を賜ふの日に及び、遽かに平癒し、欣然として死に就けりといふ、時に年六十三歳なりし
嫡子に孫九郎正辰と云ふものありしが、父と共に義士の列に加はり、共に死を賜ふて死せり、時に年二十三歳なりし

一八 奥田孫太夫の義心

奥田孫太夫は、名を重盛といひ、嘗て内藤家に仕へ居りしが、内藤家より淺野家へ縁組ありし時、その夫人に従ひて淺野家へ往けり、その後内藤家故ありて滅亡せしかば、孫太夫はそのまゝ留まりて淺野家の家臣となり、馬廻り役を勤め、武器奉行を兼ね、祿百五十石を食めり

孫太夫は劍術を堀内正春に學び、堀部安兵衛、高田郡兵衛と交はり深く、何れも義勇の志衆に勝れ居れり、主君長矩の死を賜ふに及び、三人は心を同ふして赤穂に赴き、共に籠城せんとせしかども、議合すして江戸に歸れり
一日堀部安兵衛と同じく泉岳寺に至り、廟參して且つ白して曰く、臣等必ず仇の頭を斬て、墓前に手向け奉つらんとす、以て妄執を晴させ賜へと、歸途安井彦右衛門の家を訪ひ、復讐の事を議す、彦右衛門いふ、其許達の言まことに宜し、然れども先君よりして之を言はば、先祖の祀を絶さぬか、仇の頭を斬るか二ツなり、而して先祖の祭りを絶さぬを以て重しとするは必然なり、先頃大學殿つゝしみて命を待つて居らるれば、必ず格別の思召しもあるべきよし仰せ渡しありし、我輩も亦その恩命に接せんことを一日千秋の思ひにて待ち居るなりと答ふ、孫太夫、安兵衛言葉をそろへていふ、先君果して先祖の祭祀を重んぜらるゝものならば、などか手づから吉良氏を討ち給はんや、たとひ先祖の祀を絶すとも、是非仇人を斬らんと思

ひ給ふこそ、先君の思ひつめ給へる志ざしなるべしといへば、彦右衛門は成程、尤もなる議論なり、されど仇家の防備嚴重にして、容易に犯しがたしと聞けば、徐かに事を圖るに如かずと、是において孫太夫も安兵衛も、大いに喜びてかへり去れりといふ、而るに彦右衛門は、或る人に向つて、彼等兩人が、仇を報はんとならば、自力でむくゆるがよし、何も人に相談するに及ばぬことなりといへるをきいて、二人は大いに怒り、心の腐りたる奴は、共に議るに足らざるなりと、以來交はりを絶ちて、往來せぬこととなせりといふ、後高田郡兵衛は、約に背きて夜討の列に入らざりしも、二人は非常なるはたらきを爲して、平生の義心に恥ぢざりしとぞ、孫太夫死するとき五十七歳なりし

一九 磯貝十郎左衛門十四歳にて淺野侯に仕ふ

磯貝十郎左衛門は、名は正久といひ、幕府旗下の士に仕へし、内藤萬右衛門の弟なり、十郎左衛門は、幼少の時より才智かしくして、猿樂の太鼓を巧みに撃ちたり、年十四歳の時に、堀部彌兵衛の推舉によつて、淺野家に仕へて兒小性たりし、内匠頭長矩は、好みて書を讀まれしが、十郎左衛門の楷書に巧みなるを以て、常に命じて書籍を寫さしめられたり、これよりして太鼓を撃つことをば止めたりといふ、長ずるに及びて物頭に役がへし、祿百五十石を食めり、死する時二十五歳なりし

二〇 十郎左衛門籠城を拒んで復讐を主張す

内匠頭長矩死を賜ふの時、片岡源五右衛門と共に侯の柩を護りて芝泉岳寺に至れるは、實に十郎左衛門その人なりしなり、葬送事果て、後悲憤に耐へず、髪を削りて歸れりといふ、而して源五右衛門と共に誓つて曰く、吉良氏こそ我等の仇なれ、我等かくまで恩顧を蒙り居りながら、若しこの仇を撃たずんば、何の顔あつて世に立たんやと、やがて赤穂に赴むかんとするに臨み、母に云へるやう、此度赤穂に赴き候なり、もし彼地に永く留まり候とも、お心にかけてさせ給ふべからず、御書などは給ふべからずと、母云ふ、心を勞し給ふな、御身の思ふ如くに計らはれよと、是において源五右衛門と共に赤穂に至り、内藏助に逢ひて事を議るといへども、心に叶はざることあり、因つて衆に謂つて曰く、君等は城を枕にして死を決するよしなるが、我等は復讐のために死せんと欲す、何れにしても國に殉ふは一ツなり、君等も決然として事に當られよと、遂に志を得ずして江戸に歸れり、その後赤穂の諸士復讐に決せりといふことを聞き、再び吉田忠左衛門によりて、内藏助に乞ひ、

あはれ

同盟の列に加はれりといふ、然れどもあまりに年少ゆゑ、人々信じがたしとて疑ふものもありしといふ

二 十郎左衛門討入りの夜一室一室に

蠟燭を燈さしむ

吉良家に討入りの夜は、十郎左衛門の母の大病にて、正に瞑目せんとする折柄なりし、十郎左衛門は母の死目にあはざるをなげき、慨然としてその列に加はり行きたり、既に吉良邸に進み入りしに、邸内闇黒にて進退の困難一方ならざりし、十郎左衛門吉良家の家人一人を捕らへ、蠟燭を取り出ださせ、これを間毎／＼に燈しければ、忽ち白晝の如く照りかゝやきて、隅の隅まであかるくなれり、人々こゝにおいで、十郎左衛門の敏捷に敬服せりといふ

二三 十郎左衛門常に琴爪を懐中せり

十郎左衛門は、小性立にして生れつき優美に、容姿は閑雅なるやさ男なりし、されど武藝はいふまでもなく、學問にも達し、軍學にも疎からざりし、特に技藝に精しく、勤仕のいとまには、必らず琴などを弾きて樂しみとなせしなり、されば死を決して復讐をはかり、志を遂げて四家にお預けとなりし日に至りても、尙琴爪を懐にして居しとなん、應對に出でし人これを見出だし、さてもく、武夫に似げなきやさしき心がけかなと、褒めぬ人とはなかりしといふ、平生の心がけ、ナント優美にしてやさしからずや

二三 堀部彌兵衛筆道にて抱えらる

堀部彌兵衛は、名を金丸といひ、氣性はげしき豪傑の士なりし、寛文中人をたのみ

て淺野家に仕へんことを請ふていふ、私ごと、如何にもしてお屋敷に御奉公申しあげ度存するなり、併し申し立ては筆道なりと、候云ふ、さほど當家に仕へんことを願ふならば、抱えてもよろしと、是において右筆にかへ給ふ、或る日書札を認めよと命せられしに、彌兵衛申し上ぐるやう、書札を認むることは、逆も出来申さずと、支配する役人あやしき思ひ、その故を尋ぬるに、對へていふ、某賤しき身分なれども、先祖より士にてありしに、不幸にして某に至り、士たることを他に求めねばならざるやうになれり、されど某不肖にして仕を求むるの道を知らず、去りとして士たるものゝ子が、士たることを得ざるは深く恥づべきところなりとす、因て最初筆道を以て御採用方を申し立てたるは、これ詐りなり、某誠ニ君を始めとして、御推舉の方々まで、欺むき奉つりたる罪は、死して尙ほ餘罪あるを、自からよく辨へ居るところなり、某一日たりとも士たることを得れば、死して地下に父祖に見ゆるも本意なり、恐れ入りたることなるも、君を欺むき奉つることをも願みざりし

は、これがためなりし、豫ねての目的は已に遂げたり、死は素より覺悟のことなり、何卒速かに切腹を仰せつけられ、上を欺むき奉つりし罪を正させ給へと、その辭氣甚だ潔よかりしかば、一座の人々何と言はん方もなく、先づその事を主人長直に申し上げたり、長直のたまふやう、これ豪傑の士なり、尋常人の爲す得べきところにあらずとて、釋して召し仕はれたりといふ、金丸その恩遇の厚きに感じ、勤仕更らに怠ることなく、遂に世に知らるゝに至りしとなり

二四 堀部安兵衛助菅野六郎右衛門の仇を復す

堀部安兵衛は、名を武庸といひ、彌兵衛金丸の養子なり、本姓中山氏、越後長岡の人、その父は牧野駿河守に仕へたり、武庸武勇人にすぐれ、且つ義氣なり、江戸に遊歴して劍術を學び、頗ぶるその妙を極む

ある日舅の菅野六郎右衛門、來り安兵衛を訪ふて云ふ、我ある友と口論して決闘を約せり、今それに赴むくの途中なり、家族は宜しく頼むなりと、安兵衛曰ふ、我舅じや人の死に赴むくを聞いて、居ながらその頼みのみを受くべけんやと、共に歩みて高田の馬場に至れば、敵は早既に待ち居て、且つ云ふ、單身にて勝負を決すべきに、何故に助太刀を頼み來れるぞと、こゝに於いて菅野は一人にて進み出で、敵と太刀を抜き合せて闘ふ、暫らくして敵の弟二人、ならび進みてその兄を助く、安兵衛これを見て大いに怒り、刀を提て突進し、縦横無盡に切り立つる、忽ちにして敵のふたりはその刀下に死せり、而るに敵の下僕安兵衛のうしろより來り、不意に安兵衛を切つてその帯にあたる、安兵衛身をかはしてこれを拂ふに手ごたへしてそ

のまゝ死せり、菅野と敵を顧みれば、共に數ヶ所の手を負いて、頗ぶる苦しげに見ゆ、因つて敵の首を打落し、菅野を扶けて或る近き下屋敷のかたはらに至り、垣をおし破りて内に入るに、番の足輕これを咎めてその不都合を責む、安兵衛はしくその理由を述べて不都合を謝す、番卒云ふ、その手創にては、逆も助かる見込みなかるべし、自殺する方よろしからんと、菅野はこれを聞いて遂に自殺せり、番卒は安兵衛の義氣と武勇に感じ、棺を求めて六郎右衛門の屍をおさめ、安兵衛を助けて假葬せり、安兵衛その事果て、後、再び元のところへ至り見れば、見物する人々充滿せり、密かにその中に分け入り、人知れず敵の死骸を取り片づくる状を見るに、敵の父なる人、あけに染みたる死骸の、其所此所に斃れ居るさまを見て、涙を流して云ふ、四人とも討果されながら、對手を生して還すことやあるべきと、これより中山安兵衛の名都下に知れ渡り、知らざるものはなきに至れり

二五 安兵衛本姓を名乗て彌兵衛の養子

となる

彌兵衛は安兵衛の武藝と勇力の世に勝れたるを愛し、養子となり呉れよといへば、安兵衛云ふ、我は他姓を冒すことを好まずと、是において彌兵衛は主君長矩に謂つて曰く、君、高田馬場の決闘を聞せ給はざりしか、中山安兵衛と云へる若もの、武勇早技世に多く比類を見ず、臣曾て子を喪ひ、未だ嗣子あらざるを以て、彼を養ひて子とせんと思へど、彼云ふ、我は他姓を冒すことを好まずと、されど臣は飽くまでも、かゝる豪傑の士を養ひて子となし、以てお家の御用に立てたしと思ふなり願くは彼に本姓中山を名乗らせ、以て某が家を繼がしめんことを許させ給へと、長矩云ふ、左程の勇士ならば、去る望みを爲すも當然のことなり、彼の望みの如くせよと

安兵衛云ふ君臣共に、士を愛することの厚き實に此の如し、我何の辭を以てこれを辭するを得んやと、遂に親子の約をなせり、養子となりて中山を冒すこと三年に及び、安兵衛云ふ、我が志既に遂げたり、これより堀部氏となりて家を嗣ぐべしと金丸大いによるこび、やがて主君に申しあげて、堀部姓を名乗らせたり、長矩これをきかれ、大いに安兵衛の潔白なるを賞されしといふ

二六 安兵衛堅く籠城せんことを主張す

彌兵衛隱居の後、二百石にて馬廻役を勤めたり、變起るに及び、一家中の騒ぎ、實に一方ならざりし、安兵衛は、奥田孫太夫、高田郡兵衛の二人と謀り、密かに吉良氏を討たんとせしも、一藩すべて心を合するものなく、計畫も書餅に歸せしより、俱に赤穂に至り、大石内藏助に對面して、共に籠城せんことを請ひしも、内藏助云ふ、大學殿、城を明け渡せと申さるれば、その意に背き難しと、三人云ふ、大警死

せずして存命せり、如何んぞ城を明け渡すべけんや、もし後命なくんば、城中に餓死するより外道なかるべし、今城中のものすべて死を畏れ、徒らに人の差圖にのみ任せんとす、これ國家に人なきによれりと、内藏助云ふ、實にお説の如くなれど、我等は既に人々と會議して、その事に決定したれば、今更ら約を變じ難しと、是において三人は、諸士と會して籠城の計ごとを爲すといへども、一人もこれに同意するものなし、内藏助再び諭して云ふ、身を捨て、國に報ゆること、何んぞこの節にのみ限らんや、他日妙計至策の案出されて、死所を得るの道あるも知るべからずと三人も内藏助に、密々計畫し居ることのあるに心づき、急遽江戸にかへり去れりといふ

二七 安兵衛の友誼

安兵衛、孫太夫、郡兵衛の三人は、一旦は江戸に歸りたるも、内藏助が事をはかる

に迅速ならざるに憤慨し、しばし書面を以てその事を催促せしが、その文言の激烈なること、驚くばかりなりし、内藏助はそのたび毎に、懇切になだめすかして、更らに激語を用いたりしことなかりし、それが爲めに人心却て内藏助に歸し、内藏助の命は、何事にも承服せずといふことなし

安兵衛孫太夫に謂つて曰く、大石氏の策の、我等と異なるところは、たゞ事を成すの迅速と、遅緩とにあるのみ、今始らく意を屈して大石氏の策に従はん、忍ばざる日を忍ぶも、亦勇にあらすやとて、遂に思ひ止まりたり、而して安兵衛は假りに姓名を變じて、長江長左衛門といへり

同盟の人々安兵衛の宅に會して相談せし時、安兵衛の知己細井廣澤も亦その席に列なり、袖より鶏卵數十個を取り出し、以て酒肴の料となせり、安兵衛人々とこれをうち破り、我が仇を得んこと、亦この卵の如しと云ひて、大いに前途を祝せり、その夜終に吉良家を襲ひ、目的を果し、泉岳寺に赴む路のついでに、廣澤の家の前

を通りければ、安兵衛は門を叩いて云ふ、仇既に報いて、今泉岳寺に赴むの途中なりと、これに由つて始めて了解せられたるは、廣澤の終夜寝もやらす、屋根に登りて彼方の一方を望み居りし一事なりし、これ安兵衛は若し仇家に討入り、目的を達せざる時は、火を縱つてこれを報ずるとの約ありしたためなりといふ、此のふたりは、互ひに義氣を以て相許すこと、此の如かりしなり、死するるとき三十四歳、遺言して夜討に用ゐし臂鎧を贈りて、かたみと爲せしといふ

二八 安兵衛武家の古法を知る

淺野家の家臣一統が、その屋敷を引拂ひたる跡を實見せし、或大名の家臣の、そのやしきを受取りのために向ひたる人々が、堀部安兵衛の住居せし長屋を見て、大いに感じ合いたりといふ、その故は、まづ何れの長屋も、玄關を始めとして一室一掃除はしてあるけれども、別けて堀部安兵衛の住居は、念入れに掃き清め、塵一つ

目に入るものはあらざりし、さて奥へ通りて見るに、座敷のやうすかねての物好きと見えて、腰張り一枚も損せず、十疊餘の間に床つきて、狩野家の書にて、松に日の出の掛物、ふすべ金の表具なり、前に松の一瓶を立てたり、その趣むき言はん方なき風致あり、又椽ばなの手水鉢に水を湛へ、手拭の新らしきをかけ置き、居間、納戸共いづれも用意のほど例しなき事どもなり、臺所には鯛一折、酒一樽を備へたり、誠に武家の古法を守りし仕方と、賞めぬ人とはなかりけり、やがてその事をその主君に申し上げしかば、侯は左もあるべし、彌兵衛は世に聞へたる名たる士なり、養子の安兵衛は、高田の馬場にて手柄を立てし勞功のものなり、是れに付ても上野介は、寐覺の安からぬことよと申されたりとなん、奥床しき仕方なりといふべきなり

二九 安兵衛復讐を促して止まず

安兵衛は、素より義氣勃々として撓むことなく、忠心凛々として侵し難きところある人なれば、内藏助が優柔不斷に不満を抱きながら、一日くと光陰を送り居けるが、江戸にある義士の面々は、何れも皆浪人にて渡世といふものなく、明暮この事にのみ工夫を凝し、仇家の動靜を窺はん手術に賄賂を費しければ、いつしか配分の金子も盡き果て、貧困日に日に迫りくるに、義士等の不安極點に達し、異心をさしはさむものも生出せんとせしより、杉野十平次の如きは、千餘兩の貯金を惜氣もなくさし出し、貧困者と見れば直ぐにこれを救助せしも、救ふものは一人にして、救はるゝものが多数なるより、翌年の秋ごろとなりては、杉野の貯はへも早つきて今は詮すべもなくなれり

是において義士の面々はつら／＼思ふやう、去年三月より今日に至る時日を計算すれば、四百日ばかりになれり、而して同盟せる義士の家族は、男女を混じておよそ一百人にあまれり、これに費す金銭は幾許を要すべきか、實に莫大なるものなるべ

し、今後産業なくして、何れよりその費用を生み出し、以て日夜を送りてその志望を達せんや、身に漆ぬり、口に炭を吞し例は聞けり、我等もこれに劣る心はなけれど、成るならさまで零落せざるうちに、本意を遂げたきものなりと、互いに意志を通じ合ひて、義舉の一日も早く行はれんことを望まざるはなかりし、流石堪忍つよき安兵衛なるも、今は早こらへかねて、六月十六日に米澤町の浪宅を立ち出で、芝に住める同志の人々、吉田忠左衛門、近松勘六にその心を告げ、十八日に江戸を發足して二十九日に、京師に着せり
京師に着くや、大高源吾を尋ねてその意見を告げ、同人をいざなふて大阪に赴むき原總右衛門を訪ふて内藏助と引われ、一舉に素志を果さんことを勧め、それより中村勘助、潮田又之丞、武林唯七などの勇士をかたらひ、不日に江戸に下向せんと内談を決したり
内藏助はこれに引きかへ、専ら忠節にのみ盡粹して、更らに自己の名聞を取るの心

なければ、如何にもして大學殿に、亡君の名跡を繼がしめ、僅かにても淺野家の跡を立てんと、自から瑞光院に來り、淺野稻荷に願書を捧げて、祈誓をこめられたり爰に不可思議なる現象を見るに至れり、七月上旬のことなりし、稻荷神社の瑞籬に大いなる靈芝生出でたる一事これなり、あまりの不思議さに、義士の面々來り見るもの多し、瑞光院主祝して曰ふ
夫れ靈芝は、群卉の靈にして、王者の慈仁、土氣に和暢する時、生出するものといへり、むかし唐土漢の世に、殿庭に靈芝生出せり、武辛自から歌を作りてその祥瑞を賀すといふことあり、今日稻荷の神垣に靈芝を生ずること、これ單へに大學殿の出世を、神明のあらかじめ告げさせ給ふところなるべしと
大石、小野寺を始めとして、大高、三村に至るまで、いづれも詣で來りて、願望成就とぞよろこびける、小野寺重内は、その頃京師に住みて、常に敷島の道をたどりければ、直ちに和歌を奉納して、これを祝しけり

ちはやふる、神の恵みの、雨露に
人の世かけて、いづる芝

又奉納の俳句は

神垣や、福芝は、人の蓋

大高子葉

海山かけて、秋の物なり

小野寺秀富

かはらめや、月の桂の

男氣に

三村包常

院主云ふ、福芝とありても、氣候をもち候やと、子葉答へて曰ふ、露芝をさいは
ひだけとよめり、葦はもと秋の物なりと説明すれば、院主重ねて、露芝は蓋に着ら
るべきやと笑はるゝに、子葉も亦、天が下くと戯れ笑ひて、おのゝ神酒奉
つり、お禮まつりをせしといふ、かくて安兵衛は京、大阪、伏見の間を駆けめぐり

同士の出府を促し、七月二十六日に江戸に廻むかんとせり、而るに意外なる通知に
接して、義士の面々狼狽せざるもの一人もなかりしと云ふ

三〇 義士重阿彌が寮に集まる

七月二十五日に、奥田孫太夫より驚くべき通知來れり、長矩の實弟大學長廣の、藝
州に左遷せられたりとの飛報これなり、安兵衛これを聞くと、甚だしく愁傷し、且
つ云ふ、今は大學殿に對し、少しも思ひ残すことなし、内藏助殿も、最早未練はあ
るべからず、早速内藏助殿に告げて、諸士の議論を一定すべしとて、江戸下向をお
もひかへし、又もや京師、大阪、伏見、赤穂にある人々に傳へて、二十八日に、京
師丸山なる、重阿彌が寮に集會し、衆議を一決すべしと觸を廻したり
是において、二十八日の辰の刻より、重阿彌が寮に來會せしは、大石内藏助、同じ
く主税、原總右衛門、小野寺重内、同じく幸右衛門、間瀬久太夫、同じく孫九郎、

堀部安兵衛、潮田又之丞、大高源吾、武林唯七、中村勘助、不破數右衛門、貝賀彌左衛門、大石孫九郎、同じく瀬左衛門、矢頭右衛門七、次郎左衛門等、二十餘人なりし、進藤源四郎と、小光源五左衛門のふたりは、何故か來らざりし、内藏助は上座にありて、人々の異見を問ふに、誰として異論を挾むものもなく、又抽んで、我こそといふ人もなく、唯々内藏助の胸中を窺ひ、互ひにゆづり合ひて、深しき議論を吐くものはあざりし、時に間瀬久太夫席を進みていふ

頃日堀部が書状を見るに、そのうちに言へるあり、八十になん／＼として、上方衆の長分別には、餘命こらへ難し、一人にても吉良の館に突入り、首は敵のもてあそびとなるとも、これ臣たるもの、道において、潔よしとするところ、又亡君に泉下に會して、その口を閉づべからず、これなん老後の思出ならんと、正明も六十にあまり、若き衆と立ちならんで、かひ／＼しき働きも爲し難ければ、金丸とは耐久の交はりふかし、追付け江戸に下向し、相共に吉良の門内に突入り、腹かき切つて主

意を終るべしと、重内これを聞くや、賛して云ふ

正明の言まことに潔し、この秀和も年來の朋友にて、君恩もまた輕重あらず、同道して下向し、死出の山まで相伴ふべし、勝手次第に發足するがよしと、安兵衛云ふ

某が所存を述べれば、若し同志の士爰に引き分れて、吉良邸を攻むるものとすれば、吉良氏の起居は確かむるに由なし、故に手足の達者なるもの十人を撰び、五人を一組となし、一組をば大名の供廻りに出で立たせ、見附の小路にためらひ居らせ吉良氏の下城するを待ち受けて、これを討ち取りて心安く腹切るべし、又一組の五人は、直ちに吉良のやしきに駈入り、一た／＼かひを爲すべし、幸ひに上野介殿を得たならば、よろこび何事かこれに如かん、たとひ上野介殿を得ずとも、かの屋敷にて切死せば、年來の宿意茲に達せるものといふべきなり、最早大學殿の安否は見果てたり、疾く／＼一同に申し合せ、切死をこそ仕つるべけれ、安兵衛においては

この上一日も猶豫なりがたしと、切齒扼腕して言ひ立てたり
内藏助人々の意見を聞き居しが、言葉をあらためていふやう、各々の無双の忠勇、
まことに感激に耐へたり、去年より以來、しばし人々の勇剛をなだめて、兎角に
延引に及びしも、忠義の節を失はじとの遠圖にてこそあれ、今大學殿の浮沈定まる
うへは、一日も延引すべきにあらず、我九月の下旬まで、に上方の用事を果して、
十月には江戸に下るべし、おのゝ我等に先達て出府ありとも、必らず敵の動靜を
見て、手を出さべからず、おのゝ内藏助を以て腰ぬけとせられ、我を離れて獨立
して事を擧げんとの謀議ありしならん、たとひ内藏助一人儒夫となりて、永く不臣
の名を得るとも、君臣の間さへ忠義の道全くして、亡君の惡名だに削り得るならば
内藏助一人の聲名にはかゝはるべからず、且つ用兵の術においても、孫子の所謂
算多者勝。算少者不勝。然況乎。於無算乎といへる如く、勝算な
くして事を擧ぐるは、誤れるの極點なり、我は大學殿の安否のあらはれたるを以て

諸士の心の陰れたるものは計り、こゝを以て彼を鍛錬し、今日までは延引せり、今
や忠臣の義を立つべきの秋至れりと
剛斷果決いつにかはりて見へければ、同志の人々大いによろこび、さらばとて盃を
あげ、小野寺重内手つゝみうちて、武士の交はり、頼みある中の酒宴かなと、聲お
かしく謠へければ、原總右衛門は故内匠頭長直の近侍にて、亂舞は堪能なり、是に
おいて扇をあげつゝ起ちあがり、富士の御狩のりを得て、年來の本望を達せんと
舞おさめけるは、時に取りて由々しくぞおぼへける、斯くて酒宴も事おはれば、お
のゝ再會を契りて、思ひゝにぞ立ちわかれける

三三 彌兵衛靈夢に感じて發句を詠す

堀部彌兵衛は齡八十に近くして、勇氣凛々壯年の如し、素より武藝においては、岳
武穆が左右の射にも劣らざる程の手腕ありしも、文筆の道には甚だ疎かりし、而る

に十二月十三日の夜に、ふしぎなる靈夢を蒙りたり、その夢中によめる發句は左の如くなり

雪晴れて、心になふ、朝かな

俳句をよむことを知らぬ彌兵衛が、斯くの如く名句を吐き出せるは、實にふしぎ千萬なることなり、尤も今年は、常よりも雪ふることたびくにて、十三日は、早朝より大雪ふりしきて、寒風凜冽たること、指もおつるばかりなるによりて、彌兵衛思ひらく、かゝる大雪にては、明日の夜のはたらき如何あらん、若し門戸堅く鎖してあらば、屋上を乗り越へて、仇家に討ち入らんこと固より覺悟の前なれど、あはれ雪よ晴れよかしと、心に思ひつゝ、寐ける故にや、夜のあけ方にこの夢を見たり、しかしこれも神明の應護、復讐の群瑞なるかと思へば、勇みよろこばぬ人はなかりしといふ

三三 彌兵衛討入りに臨んで鼾睡す

十二月十四日は、朝早くより皆言ひ合せて、芝泉岳寺に至り、謹んで先君の廟を拜し、夕かたより出で立ち、本所なる堀部および、杉野、前原が住宅に集りて、おのゝ装束をつけることに定め、亥の刻までに一同あつまり、一人の約に違へるものゝなかりしは、いみじきこといふべし、而してその出立ちは、かねて今宵の用意に備へたる一様の着籠に、紅裏の黒き羽織に白絹を以て、袖と襟とを縫ひまはし、大筋を取りて胴片衣に代へたり、頭巾は、兜の鉢をつゝみ、金革の袖印に姓名を記して、故淺野内匠頭家來、何某といへり、兜には、銀の鏡の前立物、これは夜中にかいやき、同士の疑ひなからしめんための符なりといふ、故に吉良家の門前に至りしとき、おのゝ此の符をつけ、退却の折は、無縁寺に至りて、取捨つべしと定められたり

さて食事を調べ、上戸は少しく酒を過し、九ツ時まで、兩國橋に三ヶ所より集るべきことを約し、最期の酒宴に時をうつせり

堀部方へ集れる人々は、都合二十四人にして、内藏助その頭領たり、彌兵衛の妻女は、女に似げなき心の剛なる人にて、かゝる大事な場合に臨むも、更らに愁ふる色なく、欣然としてその首途を祝されたり、而してかりに出陣の禮を用いて、かち栗昆布などを菓子として出され、又敵の首を得て、名を取りたまふやうにとて、菜鳥の吸物を供せられ、且つ土器を出して酒を勧められたり、内藏助はそのままを痛くよろこばれ、快く一獻を過されたり、彌兵衛云ふ、我等は極老の身にて、特に嚴寒といひ、且つ宵よりの心づかひにて、ほと／＼草臥たり、一睡してあとより追ひつくべし、おの／＼はよきほどに酔ひたまひ、刻限近づきしなら、進發さるべしと、安兵衛の妻は娘なれば、妻女と娘に手足を摩らせ、高軒かいて熟睡せしは、誠に剛勇無双の老人とこそいふべけれ

早九ツ時に近しとて、諸士は出立さる、や、時うつりても、彌兵衛更らに目をさます様子もなし、佐藤城左衛門に、堀部九十郎といふ二人の猶子ありしが、今宵は來りて手傳へせり、而るに金丸のよく寐入りて、時のむなしく過ぎ行くを見、はや時うつれりとしてゆり起し、左右より助けて装束をつけ、かねて用意の短鎗を打ちふり試みて、今宵の勝負にはまだ長しといひて、石突を七八寸切らせ、石突なくてはつり合ひよろしからずとて、城左衛門にかき入れさせ、二三度突き鳴らし、よし／＼と打ち笑み、妻子に暇乞ひして、二人の猶子に扶けられ、大急ぎに急ぎて出かけた

り

かくて吉良家の表門に達すれば、人々はみな已に討ち入りて、門は堅く鎖してあり裏門に向ひ見れば、これ又同じくさしかためて入るべきやうなし、梯子のありけるを幸ひに、城左衛門のぼりて屋敷のうちを窺ひ見るに、人々の討ち合ふ音はげしく聞へければ、彌兵衛にかくと告ぐ、さてはとて九十郎に手を引かれ、やう／＼に隙

えて邸内に入る、城左衛門もついで進みけるところ、大石無入が次男三平といふもの、かねて内藏助の先途を見届けんと、宵より忍びて邸内にかくれ居けるが、それと見るより急いで、彌兵衛が前に來り、某お手引仕つらんとて、玄關に案内す、内藏助彌兵衛を見ていふやう、足下の延引心が、りにて、今や〜と待ち居たり、未だ吉良殿と思ふ敵に逢はず、今やた、かひ半なるぞ、極老の御身なれば、若者共に下知ありたしとて、かたはらを急度見て、城左衛門、九十郎、三平の先を争ふて進み入らんとするを目にし、これを制止めていふ、何れもその志は神妙なるも所存あれば他人をまじへ難し、速かに歸られよ、武勇の心がけ誰にか恥づべきと褒めければ、これを面目として名残おしげに、もとの塚をのこりこへて、退き去れりといふ

三三三 彌兵衛の娘妙海尼

堀部彌兵衛の娘を幸といへり、かねて安兵衛を養子として、これに娶せんとせし折柄、赤穂侯國亡びて復讐の擧となり、父の彌兵衛も夫の安兵衛も、共に世になき人となりにけり、これより先き、かの復讐を思ひ起しける志願に、母を伴ひ、諸國の寺社に參詣して、翌年の冬、伊勢の松坂にて、吉良家を襲ひ目的を達したりといふことを聞き、よろこびつゝ、京師に上りし頃、父子とも死を賜はり節に死せりと聞きたりしと

是において幸女は伯父の僧となれる人、江戸にありて一寺の住職となりおることを聞き、これを尋ねて尼とならんことを願ひけるに、この僧もたいものにあらねば、明日になりて兎も角もせんとて、その夜は死者に沐浴さす所に入れて臥さしめ、如何なる状を爲すかと試みしに、露ばかりもおそるゝ色なく、心よく寐ければ、さては出家は遂げらるべしとて、戒を授け法を傳へ、妙海と名づけたりといふ、この尼後に、芝泉岳寺の義士の墳墓の傍に、かたばかりの庵を結び、父や夫および、

諸士の跡をねんごろにとふらひけるが、猶ほ故侯の家の斷絶せることをふかく歎き官に訴へて再興を乞ふことしばしなりければ、後には官にてもうるさく思ひ、尙ほこの上訴へ出でなば、遠島の罪に處すべしとまで言はれたれども、更らに驚かず又も訴へ出でければ、遂に罪に處せられんとせしも、心ある方の恵みを以て、その罪を免がれたりといふ

その後も、ひたすら訴へて止まず、遂に二十度にあまれる程に至りしが、せめての志なりとて、墓の前に常燈をかゝげしに、所縁ある諸侯より、油の料とか、米、菓の供物とか、香華のたぐひとか絶へずあたふ給ふにより、乏しきこと更らになく、折りくは盗人に奪はるゝことありしが、去ることに逢ひし如きけしきを、人に見せたることはなかりし、布施多きときは、貧しきものに與へてこれを賑はし、おのれは龜服を身にまとひ、常燈を燈すを業として生涯をおくれり、或る人何にても書きて給はれと乞ひけるに、吾幼なきより、一日も安きことなく、手習ふ業をし

く爲さず、併し過し八十八歳の時、米の守りを人に乞はるゝより、米の一字のみはかき習へり、それをかきてまわらせんとて、あやしき筆の取りざまして、書きてあはしと云ふ、時に歳九十歳なりし、今その書体を左に記して、見る人の便に供せんか



是れ米叶の二字なり、米の字と、叶といふ二字を習ひしと見ゆ、續奇人傳に、米

叶の二字をならへり、それを書きてまゐらせんと見へたり、死する年九十一歳なりし

三四

片岡源五右衛門の來歴

片岡源五右衛門は、名を高房といひ、尾張の人なり、その先祖備前といへるは、世に聞へたる武勇の人なりし、源五右衛門は、内匠頭長矩に仕へて、甚だ賤しき役を勤め居りしが、何か見どころありしと見へ、急に擧げ用ゐて内證用人となし、且つ兒小性頭を兼ねさせ、祿三百五十石を與へられたり、而るに不慮のことより淺野家斷絶に及びしかば、自から尾張の處士と稱し、假りに姓名を變じて吉岡勝兵衛といへり、その家に、朱柄の鎧一本を傳へ來れり、これ先祖備前より傳へられし遺物なりといふ、吉良家に討ち入りの夜にも、この鎧を提げて趣むけり、事果て、後、細川家にお預けとなりしが、死を賜ふに臨み、人にかたりていふ、我は素と亡君の僕

なりしが、御馬前にお供してありし所を、お取立てにあづかり、士分になされ、大祿を賜はり、役目を仰せ蒙むり、諸士と列座するやうになれり、今日死を賜ふ人々は、何れもみな世臣の子弟なり、馬前の僕がその人々と、同じやうに死を賜はるといふも、思へば皆亡君の御高恩なりと、實に有りがたくして落涙に耐へずと、なみだを流して喜びけり、これを聞くものも亦同じく涙にむせびて、先君の明に感じたりといふ、死する時三十七歳なりし

三五

源五右衛門磯貝十郎左衛門と共に
小林平八郎を討つ

吉良家へ討入りの夜に、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門の二人は、大石主税、吉田忠左衛門、富森助右衛門、小野寺重内、潮田又之丞、菅谷半之丞等の、屋敷の内へ進み來るを見て、この所は、其許達にゆづり申さん、某二人は、外に心がる敵

あり、名乗りかけて勝負を決せんと思へりと、そのまゝ引かへして出でにけり、これは吉良家の用人小林平八郎といふものに、去年三月御馳走御役お勤めの折り、種々なる事の問合せを、源五右衛門と十郎左衛門の兩人して勤めしに、平八郎その都度無禮なる挨拶をなせしのみならず、諸事間違ふやうにのみ返答せしこと、亡君の憤激せられし基なりとおもへば、遺恨やる方なし、よつて二人して平八郎を討ち取り、亡君修羅の妄執を晴らしたしとの念慮より、諸士に引別かれて突進せし次第なりし。

されど平八郎の小屋のあるところを知らねば、神崎與五郎、杉野十平次の二人をたのみて案内を乞ふに、東長屋に二人を連れ行き、此の家なりと教へければ、二人は立ちならびて大音をあげ呼はりていふ
 浅野の家臣、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門なり、去年の遺恨覚へあるべし、平八郎出で、尋常の勝負あるべしと

このとき平八郎は、上野介殿のお身の上を心元なく思ひ、何卒してお座敷に至り、その吉左右を伺はんと、身をかため居たれども、この時半弓を射かくること雨の如くにて、出でんとするも出づる能はず、空しく折りを見合せて居りしが、二人の聲を聞くより、如何にも覚えあり、心得たりと呼びながら、戸を押しあけて出でんとするに、表より戸をおしつけたれば、あけてはあやまちあらんと思ひ、戸を外し楯にとりておどり出づるより早く、刀をひらめかして渡り合ふ、源五右衛門、十郎左衛門も抜き合はせて切り結ぶ、平八郎なか／＼ひるます、此所をせんど、まくりたつ、素より劔術は達者にて、左兵衛殿實家より、さし添へられし程の人なれば、兩人もあしらひ兼ねたる折柄、神崎杉野の兩人思ひけるは、一身の功を思はず、互いに助けあふべきよしの下知なれば、こゝぞ助くべきところなりと、與五郎は刀、十平次は長刀にてかけ向ふ

この四人の義士を相手にしては、如何に勇なりともいかで敵すべき、平八郎は防ぎ

かねて、よろめくところを與五郎ふみこみ、はたと切る、これにより眼くらみ、太刀みだるゝところを、源五右衛門おどりあがり、恨みの刀うけて見よと、眉間の真中を鼻すちかけて切り割りたり、十郎左衛門が横にはらふ刀に、腰を切りはなされ二ツになりて倒れたり、四人は刀をふるつて切りさいなみ、やうく本意を遂げしかば、又臺所の口より座敷の方へ進み入りたり

三六 源五右衛門の僕平介の忠節

源五右衛門の下人に、平介といふものあり、十郎左衛門の奴僕に、文内といふものありしが、何れも赤穂退去の折り、暇をつかはしけれども、なかゝ立去るべき色なく、苦しからず、いづくまでも召仕はせ給ひて、御立身あそばさば、尙々の事、このまゝ御浪人にて、如何ばかりの艱難させ給ふとも、さしおかれ下され候やうにと、朝夕のことは勿論、すべての事に對し、この下人どものその主に仕ふること

手足のはたらく如くにて、更らに意に返るやうなことはあらざりし、源五右衛門も十郎左衛門も、彼等の心かげに感心し、まことに下人には、珍らしきもの共なりとて、心をつけて召し仕ひけり

十二月十四日に、いよく討入りと定めければ、十三日の夕方、兩人申し合せて、ふたりの下人を招ぎ、申しわたしけるは、兼ねて知る通り、去年より浪人して居れども、よろしき事もなく、江戸表は物ごと費用多く、浪人などの長くおるべき所にあらず、因つて我々申し合せて、一兩日中に田舎へ引越すつもりなり、その方ども志忘るべからず、春に至れば出府すべし、その節はきつと尋ね來よ、年内は餘日もなし、奉公の口もあるまじければ、春まで何なりとも稼ぎ渡世すべし、春になりてありつくべし、名残惜しけれども、今更ら浪人の身の知る人の許へかゝりに行くに召しつれんこと叶ふまじ、いかいなれど遣はすべき品もなし、浪人の間の元手にでもせよとて、おのゝ金五兩づゝと、羽織、小袖等取りそろへ、これは着古し

たれども、又逢はんまでの形見とてつかはしければ、二人のもの顔見合せ、何とも言はでありしが

これはこと珍らしき仰せを承はるものかな、去年お暇を下さるべきを、拙者ども只今までまかりありしは、前々の如く、いつまでもお側を離れまじき心底なり、田舎へ御越ならば、猶さらのこと、お知人なくては御不自由なるべし、是非おん伴申すべし、但し先方の御世話には露ほどもなり申さで、手前かせぎにて罷りあるべし、江戸表にてもらいたるものを元手といたし、如何やうにも凌ぎをつけ申すべしとて暇を取るべきけしき、更らになかりけり、片岡も磯貝もこまり果て、暫し考へておりしが、や、在りて後、さらば物語で聞かすべしとて、側近く呼びよせ、志の程如何にも不便なれば、一大事をあかし聞かすなり、必らず他へ洩すこと勿れ、その譯はと去年三月十四日このかたのあらましを述べて、時節来りて十四日の夜は、吉良家に討入りて本意を遂ぐるなり、田舎へ引きうつるとは偽はり、本意を達する

うへは、おのゝ切腹の覺悟にて忠死を遂げ、亡君泉下の恨みを散せんとするなりと言ひも終らぬに

かねてより左様のおん事と察し奉りて、只今まで無理に仕へ奉つりぬ、このうへの願ひは、御用には立ちまじくとも、吉良家へおん供申したし、生前のよろこびこの事なりと勇みけるに、片岡、磯貝の兩人もますゝもてあまし、其れは以ての外事なり、内藏助殿の下知にて、たとひ如何やうの事ありとも、召使などを召しつれ候こと、かたく無用と誓紙をいたしたり、其れに某どもに限りて召しつれんこと、誓約に背くの第一たり、主人を大切に存するならば、思ひ止まりて我等の後を弔らふべし、これに増したる忠義はあるまじと、理を盡くして申し聞かせたれば、ふたりは迎も願ひ叶はねば、生きて居ても詮なきことなり、これにて自害仕つらんと、座を立ちて勝手に至り、已にさし違へんとするを見て、源五右衛門は大いに驚き、これは沙汰のかぎりなり、かくまで理をつくし事をわけて申し聞かすも、尙き、

入れざるは、我々に忠義の名を失はせ、不忠の悪名をおはせんとする心かと、或ひはすかし、或ひは怒り、又は憐れみ、辯舌をつくして諭しければ、二人もやうく理に服し

さらば思ひ止まるべし、何卒吉良家の邸内までは叶はずとも、せめて門前にて御はたらきの御様子ばかりも拜見いたし度、且つこの世のお暇乞ひともなれば、是非にお聞き濟み下されたしと、ひれ伏して歎願すれば、片岡、磯貝の兩人もなみだを止めかね

それまでに思ひつめたることを、無下に断るも情を知らざるに似たれば、決して許しがたきことなれども、同道することにせんと許しければ、ふたりは天にも登る心地してよろこび、勇みながら、さまざまの用意をなし、見苦しき物などは、皆あつめて焼き捨て、何時出立するもさし支へなきやうになれり、源五右衛門と十郎左衛門は、内藏助にこの事を物がたれば、殊の外に感心され、さほど賤しき下人にも

誰か忠義を教へて志を立てさせしと見へたり、大野父子などに、さばかりの心あらば、天晴の忠臣なるべきにとて、討入りの供を許されければ、十四日の夜には、平介も文内も、主人と共に討入りたり

諸士のはたらく間に、小用を達すこと最と手ばやく、討合の中をもおそれず、駆けめぐり居たるが、片岡、磯貝の二人の向ふべき敵なくて、一息せんとしてゐるところを見、走りてそのかたはらに來りければ、兩人は、如何にはたらきの程を見たるかと云へば、ふたりの下人は、驚き入り候、今に御本意を達し給はん、御息繼にこれにても召せと、袂より蜜柑を取り出して與へたり、兩人はその注意の深きに感じ入り、これはよくも心づきたり、まだあらば大石殿にも參らせよと褒めていへば、畏り候とて、如何して用意せしか、あまた持ち來り、内藏助を始めとし、諸士にも十ばかりづゝ配附しけるが、その口上に、片岡、磯貝より、御息繼にさし上げ候なりと述べければ、人々もかゝるいそがしき中にて、やさしくも心づけるものかなと

感せぬものはなかりしと云ふ
さて吉良のやしきより、人数を引きあぐる折、内藏助はふたりに、火の元の用心を
申し付けしかば、ふたりはかひなくしく水を汲みあげ、それ／＼の注意を拂ひ、あ
と／＼の心配なきやうに働けり、而して義士の引きあぐるに従ひ、泉岳寺までつき
て来しが、門前にてなみだを流して見おくりし、いづくともなく立ち去れり、翌年
二月四日に、義士一同に死を賜ふ由をき、泉岳寺に來りて跡ねんごろに弔ひ、そ
の後髪をそり、墨染の衣をまとひて道心となり、暫らく江戸に住んで居しが、後に
何國に往きしか、その終るところを知らずといへり

三七 潮田又之丞約を變ぜず

潮田又之丞は、名を高教といふ、赤穂侯の世臣なり、又之丞は内匠頭長矩に仕へ、
馬廻役にて國繪圖奉行をかねたり、祿二百石を食めり、或る時主用にて領内の穂積

村といふ所に到りしが、その村の醫師に、田中道的と云ふ人ありし、又之丞と交は
り深く、常に互ひに往來して居りしが、又之丞の醫療の道を心得、三味保童園とい
ふ名藥の秘法を傳へられ居りしことを聞き、ひたすらに其の方を受けんことを乞ふ
又之丞は世人のためなればとて、快よく承引せしも、未だその秘方を授けざるうち
に、赤穂の大變起りしかば、又之丞は家内のものを引つれ、北條村に趣むき、村人
に家内のものを頼みて、内藏助に従ひて京師に趣むき、それより江戸に住居して仇
家の動靜を伺ひさぐり、程なく京師にかへり、翌年の秋になりて、家族の居る北條
村に至り、かねて約束したる保童園の藥方を記し、道的方へ届けくれよと言ひ遣し
て、そのまゝ京師に趣むき、又江戸に行きて、遂に年來の本望を達したりといふ、
時に年三十五歳なりし

辭世

武士の、道とばかりを、一すぢに

思ひ立ちぬる、死出の旅路に

道の又之丞の死を賜ふことを聞き、涙をながしていふ、又之丞が後に北條村に來りしは、母の機嫌をうかひ、且つは妻子に母のやしなひ方を心づけるためなりしに、曾て我と約したる一言を忘れず、藥方を記しておくられし信義は、感ずるにあまりあり、節に死することも、亦宜なりといふべしと

三八 富森助右衛門三日三夜に百五十里

の道を走らす

富森助右衛門は、名を正因といひ、赤穂侯に仕へて馬廻役を勤め、使役を兼ね、祿二百石を食めり、常に心がけよき人にて、絶へず二十金を懐にし、以て不虞の備へとなせり、元祿六年、内匠頭長矩備中松山城を幕府にて、召しあげらるゝ時、その備へを命せられたり

時に長矩江戸にありしかば、助右衛門に命じてその趣むきを赤穂の老臣に内報せしめらる、助右衛門は命を蒙むるや、我が家にもかへらず、その場より直ちに駕籠を飛ばせ、百五十五里の道程を三日三夜にて馳つきたり、人みな鳥も及ばぬことなりと稱しけるとかや

三九 助右衛門討入の夜に白無垢を着る

復讐事果て、一同泉岳寺に引あげたる後、内藏助のはからひにて、お役人へ注進のため、吉田忠左衛門、富森助右衛門の二人を遣はし、途中よりその屋敷に趣むかしむ、さてお役屋敷に至り、玄關にて案内を乞へば、取次のもの二人の異形の姿をなせるを見、驚けるやうなりしが、おのゝ名前を名のり、復讐の趣旨を述べ、お届のため、内藏助の命に由り、参上せし次第なり、尤も内藏助自身に参上いたすべき筈のところ、四十餘人の同志を指揮仕つり居り候ゆる、拙者共を以てお届けい

たし候なりと、平伏して言上せしが、その辯舌も作法も、實に尋常を外れて立派なりしといふ

さて、暫らく待ち居るうちに、うちくつろぎて休息あるべしとの御沙汰ありて、そのまゝ登城せられたり、程なく朝飯を下され、挨拶に出でたるもの、ゆる／＼くつろぎ申さるべしと、坊主二人をつけおきたり、この時吉田富森の兩人は、然らば支度いたさんと、屏風を立てまはし、兩人とも腹巻を着直しける時、富森が着たる白無垢の袖の、いと小さくして丈は殊の外に長かりければ、引きあげ／＼着ておるを見て、坊主云ふ

助右衛門様には、白無垢をめさるゝに、忠左衛門様には、何故にめし給はずやと、これ坊主の年ゆかぬ心にて、仇討などには、必らず白無垢を着るものかと思へばなり、助右衛門答へていふ

これは御尤もの御不審なり、さすがにお家柄故なり、某式のもの、なか／＼白無垢

を着用すべき理由なし、況んや浪人たる今日においておや、而して某の着せしこの白無垢は、某の品にあらず、我が母の興へし品なり、去十二日に母へ申すには、十四日の夜に本意達し申し候は、最早存生の了簡なし、不孝の甚だしきこと申しあぐるに言葉なしと、而るに母は常よりも機嫌よく、成る程尤もの事なり、かねて思ひつめたること、見へたり、今更ら驚くべきにあらず、武功をあらはし名をあげよ最期の引出物せんとて、着ふるしたる白無垢をあたへて、これを着て母も討入りしと思ひ、二人前のはたらきをせよ、我が身も男ならば、共に討入るべきを、口おしきことなりと申されたり、因つて昨夜討入りへのぞみて、母の志しを無にせず、ゆき丈あはぬものを折りこみて、着用せしを目ばやくも見咎められて、辱かしきこと、物語しながら、母のことを思ひ出しけん、涙をながしけるに、心なき坊主もあはれを催しけり、助右衛門座につき鼻うちかみて、やがて心を取直し、もとの如く勇氣さかんに見へしといふ

四〇 助右衛門大石瀨左衛門と共に芝居の眞似をする

義士復讐を果して後、四侯にお預けとなりておりしが、二月三日の夜に助右衛門や大石瀨左衛門の如き、年若き人々うち寄り、いろ／＼の話ありて後、最早埒明申すべし、暇乞の心にて、藝盡しをお目にかくべし、御番衆に見られぬやうにとて、屏風のかげにて芝居の眞似をして、さはぎ樂しみ居たりしが、潮田又之丞申すやう、もはや埒明申すべきが、あのやうにさはがれては、明日内藏助に申して、手錠をおろさせ申さんと、大いに笑いたりといふ

四一 助右衛門死體を包むことを頼む

復讐事果て、義士等四家にお預けになりしが、助右衛門ある時堀内傳右衛門に向

ひ申すやう、吉田忠左衛門を以て、我等一同の死後は、必らず泉岳寺にお埋め給はるべき旨、お願ひいたしけるを、お心よくお受け合ひ下され、何れも忝なく存じ候なり、某尙ほ又別に御無心これあり、これに金子所持いたし居り申し候、異なるものと思召さるゝやもはかり難く候へども、一旦持ち來り候ものは、捨つることもならず、さればこれにて白布を購ひ、二重の太風呂敷をこしらへ、四角につりをつけさせ、死骸の見へぬやうに、そのまゝくくりよせ候やうにいたし度願ひに候なり、その譯は、御覽の通り大兵にて、一入見ぐるしく相見へ申すべくとの心づかひに候と申されたり

堀内答へていふ、心得申したり、併し公法いかあるべくや、幾通りにも用意これあり、更らにさし支へこれなければ、お言葉の如くいたすべし、金子はお渡しに及ばすと返事せり

四二

助右衛門前々から法名と辭世を

かきつけ置けり

助右衛門は事を擧ぐるの前から、既に位牌を造り、法名を記し、辭世の句まで書きつけて、菩提所の寺へ納めおきたりといふ、二月四日死を賜ふの日に、今日吉良左兵衛、此度の仕方不届に思召し、領地召しあげられ、お預けになされたるよし、上使より特に内意ありて、助右衛門をして内藏助に内報せしめられしに、さてく本望の至りなりと、大いに喜びたりとなん

法名

春帆獨讃

辭世

富森助右衛門

二月四日は姉の忌日なれば

先だちし、人もありけり、けふの日を

つひの旅路の、思ひでにして

四三

助右衛門の子長三郎介錯人に禮状

をやる

義士の子供は、男子なれば十五歳より上は、遠流に處せられ、十五歳より以下は、母或ひは親族の許へ預けさせられしなり、而してその人員は十九人ありし、その内年たけたるも、他家に仕へ居るものは、その事にあづからず、遠流になりしは都合四人ありたり、助右衛門の子は、この時二歳なりし、名を長三郎といへり、後に父助右衛門を介錯したる、氏家平九郎といふ人へ禮に參りし時の口上書は、左の如くなりし

御手前様御事、父助右衛門切腹被二仰付一候節、御介錯仰せ蒙むられ、忝なく奉

存候、且つ又、御傍輩堀内傳右衛門殿、助右衛門御預中、様々御懇意に成し下され、其上拙者并に足弱共、町宅より引き取り、菅次右衛門方へ罷り在り候うち、彼宅迄も、御見舞下され、御心入りの段、忝なき次第、申し盡くし難く奉存候、此節は、御國元へ御座候由、承はり候、書状を以て申し謝すべく候へ共、其の砌り少々の義故、其の儀も御座なく候、慮外乍ら、此旨傳右衛門殿へ、仰せ遣はされ、下さるべく候、成長をも遂げ候て猶以て遅く御禮申し述べべく候、此段よろしく頼み奉つり候 以上

七月二十五日

富森長三郎

氏家平九郎様

この長三郎、後に或る諸侯へ、十人扶持にて召し出されたりしが、尙取り立てられしなるべしといふ

四四 武林只七上野介の首をあぐ

武林唯七は、名を隆重といへり、本姓は孟氏にて、その先祖は唐土杭州の武林といふところの人なり、その人自からいふ、孟軻氏の後裔なりと、唯七が祖父を孟二寛と言へり

文祿年中豊臣太閤の、朝鮮國を討伐したまひたる時、朝鮮より明に加勢を乞ひしかば、明は大軍を遣はして、これを援けたり、孟二寛はその時明軍の中において朝鮮を援けて日本軍と戦ひしが、力盡きて生虜となり遂に我が邦の人となりて、姓名を改めて武林次庵といひ、醫を以て業とせり、その子は渡邊半右衛門と稱し赤穂の浅野家に事へしが、只七はこの半右衛門の子なり

唯七は内匠頭長矩に仕へ、中小性たり、浪人の後、かりに姓名を變じて渡邊七郎右衛門といへり、吉良家へ夜討の時、間十次郎と俱に、吉良氏の首をあぐ、殊功第二

となれり、この討入りの夜に、一人の少年あり、薙刀を振つて只七に向ふ、只七その少年の眉間に切りつけしに、少年は薙刀を捨て、逃げ去れり、人々その捨てたる薙刀を見て、初めてその少年の左兵衛義固なることを知りしといふ

四五 只七の沈勇死に臨んで悠然たり

復讐事果て、毛利家にて死を賜はりし時、介錯人榊原庄右衛門といふもの、一撃をあやまり、したゝか肩に切り込みたりしに、唯七振りかへり、お静かになされよといふ、庄右衛門唯々といふ聲と共に、首は前に落ちたりとかや、これを目撃せる人、只七が死に臨みて悠然たりしを、褒めぬものはなかりしといふ、死するるとき三十三歳なりし

辭世

三十年來一夢中。捨生取義幾人同。

家郷臥病雙親在。膝下奉歡恨不終。

四六 只七が母の遺書

只七の母は、淺野家の屋敷引拂ひの折柄、御殿より宿へかへり、只七を招ぎて酒を出し候へ、あまりに氣をうちたれば、二ツ三ツたべんとて、盃をかたむけ、只七につかはし、これにて少しは心晴れたるやうなり、明朝は屋敷受取りの御方より、人數早くさし越さるゝよし、何かと取込みならん、今宵はやく休みて宜しからんと寐屋に入りしかば、唯七嬉しく思ひて、これより奥方を見送りまゐらせ、夜更けて立ちかへり、まどろむ程もなく明渡りければ、起き出で下女を招ぎ、いつも早く起きさせ給ふ母上の、今朝に限り朝寝し給ふは、何とやらん心もとなし、起しまゐらせよと申しつけ、母の臥したる一間に下女をつかはしければ、下女は命を領して一室に入りしが、はつと驚きてかけ出すに、何事ぞと尋ねければ、何かは知らず、お

びたいしく血なかれおるにと申すにより、さて社とて只七立ち入り見るに、老母はいつの程にか自害して果られたり、その死状は、九寸ばかりの懐剣にて、胸もとをさしつらぬき、赤に染みて臥し給ふなりし、さしもの只七も、夢かとはかりにうち驚き、如何はせんと思ふところへ、近隣のもの三四人來り集まり、只七を慰めていふ

おもはざる母上の死に、かなしみ給ふは尤もなれども、今さしかへり上使も來りたまふべし、はやく送り出しまゐらせよと諫められ、只七もやうく心づき、かたはらを見れば、遺書とおぼしき、一通の文あり急ぎひらき見れば

一筆申し残しまゐらせ候、扱も今日殿様御身の果、思ひもよらざる御事ゆゑ、途方を失ひおどろき申し候、然れども力なき御事とあきらめ申し候、いかにしても、馴させ給はぬ冥途の御旅へ、唯御一人にて何程か御便りなく、死出の山路とやらに御まどはせ候はんと、不斗心づき候より、とても老の身のながらへ

て何のせんなく、せめて冥途の御供して、御話の伽ともなりまゐらせ候はんと思ひつめ斯くは成り申し候、なかへ、一人の其方を捨しことにはこれなく、唯殿様御いとけなき時より、數十年の春秋を馴れしたひ奉り候ところ、今更ら御別れのかなしさに、一ツは身を失ひ、二ツは母もかく成り候へば、御遺恨含まれし御方にも、定めて君の御仇とて、いづれも御覺悟あるべきことなれば、尙更御手前に限りて、母のためには仇なりと、向ふに力の入るべき事と推量いたし、及びなきことながら、唐土の王僚元直の母親の、及に伏して義を進めし例しにならひて、かたへ身を捨て申し候、この所篤と覺悟ありて、御仇の事において、たとひ御手前一人なりとも、心を盡くし申さるべく候、草葉の影より見まゐらせ、何程か悦び申すべし、及ばぬことながら、申し残しまゐらせ候

堀部彌兵衛殿の内方より、借り申し候會我物語三冊、紫の服紗に包みおき申し

候、早々御もどし御禮頼み入りまゐらせ候、小袖一ツ帯一すちは、りんにかた
身として送り給はるべし、よく〜つとめ候ものゆる、不便の事、今更のやう
に思ひまゐらせ候
御屋敷引拂ひの後、源右衛門方へ參られて、このやうす物語ありて、本意を遂
げ候までは、朝夕のことも、世話たのみ申し候由、申さるべく候、元より源右
衛門夫婦を、父とも母とも世話たのみ、大切に仕へ、かならず〜、傍輩中い
づれも本意を達せん、とかく此節は、その下知に従はれ、假初にも差出で、
身のはまれを申し出し、疎まれ申さぬやうに、心がけあるべく候
源右衛門方へ送り候ものも、札付包みおきまゐらせ候、残りほみなく、源右
衛門内へ、送り給はるべく候、別れに文とも思ひしが、殊の外最期をいそぎ候
ゆる、心せき、やう〜とした、め申し候、萬事御推量たるべく候、申し残し
たきこと、數々なれども、右の通りのこと故、あら〜申し残しまゐらせ候、

その身本意を達し候までは、堅固にていかやうとも、心をつくし申さるべし、
目出度かしく

母 方

武林只七とのへ

とよみも終らず、ふたゝび驚きしが、さてあるべきことならねば、かたの如く取り
まかなひ、泉岳寺へとおくりけり
按ずるに、只七が毛利家にありし時、作りし詩の句に、雙親在の文字あり、母の
自害せりとの事實、甚だ疑はしきやうなれど、教育上に裨益少からざれば、これ
を採用すること、せり

四七 只七の伯母討入の夜に只七に名香

を贈る

只七は、母の遺言の如く、伯母婿の秋田源右衛門方に至りて、世話にならんと思ひしが、素より諸人に愛せられければ、こゝにても四五日居給へかし、かしこにても五七日居られよとて、そこ此所と寓居してあるましかば、源右衛門が許には、すべて三十日ばかりしか居らざりし、而して大かたは、同志の人の宅に同居し居たり、而るに十二月に入りて、只七始めて源右衛門方に来れり、これ暇乞のために来りしなり、折節源右衛門は他行にて不在なり、伯母はかねてより復讐の志しあることを知りおれば、只七もうち明けて申しけるは

去年三月より心を盡し、やう／＼と此節用意もとのひ、吉良家の案内も精しく相知り、當月中にいよ／＼本意を達し申すことに候、お跡に残りて御吊ひをもいたすべき某、是非もなき世のならひにて、御先きへ命をおとし申し候、かやうに思ひついで候からには、さすがに御名残こそおしけれ、討入の日いまだ知れ申さず、併し内藏助殿は、いづれの道にも當月中を過しまじ、その心にておの／＼最期の暇乞あ

るべしとの仰せなれば、相違なかるべしと存じ候、随分と御機嫌よく御座なされ、只七仇家に討入り高名せしと聞かせ給は、それをこの世の思ひ出とも思召し下さるべしと、涙ながらに申しければ、伯母も落涙におよびつゝ、

嬉しや本意のいたりなり、門出の心にて盃せん、呉れ／＼も、母の申しおかれしやうに、仇と見まゐらせたならば、鐵壁もうち破りて討ち申し、武名を擧ぐべし、其許の家筋は、かねて知る通り、明の世にて杭州武林といふところの人の子孫にて、其の先祖は、大聖孔子につぎての孟子の末葉なり、かた／＼自餘の輩と同じからず若し仇を討ちもらし給は、泉下までも面會はゆるさじ、先だれたる母人の心も斯くあらんとて、盃を給はりけり、只七おし戴き

畏まり奉つり候、なか／＼人に先を越され申すことはあるまじ、吉良御父子のうち一人をば只七きつと討ち取り申すべし、御氣づかひあるべからずとて、十分に酒をかたむけ、源右衛門がかへりを待ちけれども、かへるけしきもあらざれば、早夜に

入れりとて、只七は暇を告げて、若し討入り延び候はゞ、又も参り申すべし、左もなくば、これをこの世の御暇乞ひと、思召し下さるべしとて、座を立たんとするとき、伯母いふ

しばし待たれよ、はなむけすべしとて、名木を香箱に入れ奥へて、昔より勇士の戦場に臨むに、髪のうち、物の具に名香をたきしめて出陣すと、聞き傳へたり、討入りの夜は焚き入るべし、最期の引手なりとて給はりしかば、只七おし戴き母人のましますとも、よもやこれ程の仰せは蒙むるまじきを、ありがたしとて退きけり

さても母の遺書、伯母の教訓にはげまさされ、十二月十四日討入りの時、かねての言葉に違はず、左兵衛殿にわたり合ひ、眉間を切りわり、その次に、間十次郎と同じく、上野介殿を尋ね得たり、よくく武運にかなひたりと見えたり

この伯母十五日朝はやく、内匠頭家臣四十餘人、吉良家に討ち入り、亡君の仇を報

ひ、一家中の諸士、手向ふものをば、ことごとく討果し、武名をあらはし、泉岳寺へ引き取るとの噂とりなり

伯母いそぎ、人をはしらせ、聞き糺させしに、噂の如く相違なしと知らせければ、只七は、なか／＼義に背くものならねど、たしかに姓名を聞かざる中は、心も心ならず、何とぞして、四十餘人の姓名を聞かまほしきものかな、取るものも手につかず、無双と頼まれ、勇士と聞へし、小山田、毛利の兩人も、仇討の前日に、逐電せしといふにあらずや、されば只七とて油断ならずと、再び泉岳寺の門前に人をつかはし、様子を聞かせしところ、武林只七といふ人、四十七人のうちにありと、たしかに聞き届け立ちかへりて申しければ、やうく安堵せしが尙ほ上野介殿、左兵衛殿をば、何といふもの、討ちしぞと、いまだ心にかゝれりとて、追々人を馳せて聞かせしに、その日の夕景に至り、或る人來りて精しく物語りするを、伯母は世にも嬉しく、うつゝ心もなく聞き居たり

而るに武林只七、間十次郎の兩人にて、吉良殿を討ち留め、御首をあげたりと、世上の評判も相違なかりしかば、伯母は始めて安堵し、あらうれしやと、氣もうとく見へるほど喜びけるとなん

四八 岡島八十右衛門山賊を討ち果す

岡島八十右衛門は、名を常樹といへり、原總右衛門の弟なり、岡島氏の養子となり、内匠頭長矩に仕へて、中小性にて勘定方を兼ねたり、八十右衛門は無雙の大力なる上に、心飽くまで剛毅なれば、危険に遭遇して退却する如き人にあらざりし、或る年湯治せんと思ひ立ちて、その願ひを出しけるに、折節御在國にて、おん暇を下されたり、時に夕七ツ時なりしに、有り難きよし役人中に禮廻りをなし、速かに發足せんとせしかば、もはや夜に入りたり、明早朝出立するがよろしからんと、家内中で留めけれども、いやしく、御暇下さるゝ上は、聊かも猶豫すべきにあらず、只今

より出立すると、家老衆へも暇を告げながら、明日と延引に及ばんこと、本意にあらず、夜中に旅はせぬものかと、初夜過ぐる頃より、直ぐに供一人召し連れ、赤穂城下を發足せり

さてこのたび行くところの温泉は、山中の湯といひて、城下より七里ばかり山ふかき地なり、折しも四月二十日の頃にて、宵闇なれど、足に任せて急ぎけるに、三里ばかり行きて、山路深く人跡絶へたり、八十右衛門は從者の文助とはなし乍ら、木かや生い茂りたる細道を、又一里も来りつらんと思ふはるか向ふに、火の光り見へたり、あれは何の火影ぞと怪しみながら、やがて近づき見るに、夏木立の茂りあひたる中に、七八人の男ども、松柏の枝を折り焚きて酒を暖め、茶碗にて傾け、何やらん物喰ふありさま、如何にも山賊とこそ思はれたり

文助は、かゝる難儀を如何して遁れんと、わななきふるひ歎きけるに、八十右衛門うち笑ひ、今に汝に、思ひがけなき酒を飲すべしとて、その傍らを往き過ぎんとす

る足音を聞きつけて

よきものこそ来れ、酒の肴は出来たりといへば、一人のいふ、いや〜夜中この山路を往來するは、よも尋常の人にてはあるまじ、知らぬ顔に過せよといふ、これを聞いて、他のものどもは言ふ

いかなるものにもあれ、我等が手合にもらすべき理由なし、實になぶりものなり、酒は跡の事にせよとて、むら〜と立出でければ、文助聲をふるはし、旦那、盗人が参り候といふ、八十右衛門いふ

その方恐くば、先きに立てと、自身はあとより、しづ〜と歩み行くを聲かけて旅人待たれよ、この所の習慣にて、酒料を置かぬものは通さじといふ、八十右衛門立ち止まりていふ、酒料とは何の事ぞと、彼等いふ
錢にても金にても、さし置いて通るべし、生命の代りにすることなりと、言ひも果てず、二尺あまりの長脇差を抜きかけながら、三人とも立ふさがる、八十右衛門い

ふ
酒料とは、金銭のことか、それは始めて聞いたり、折あしく持ち合せず、其のかはりにこれを受け取れよといふまゝに、三尺二寸の氷の如き一刀を抜く手も見せず、中に立ちたる男の眉間より、胸板かけて討放し、返す刀にて、左の男の肩先より、乳の下まで一拂ひに切り捨てる、あとに残れる一人は、これに恐れやしけん、踵をかへして逃げんとするを、後げさに切りつけて、これにて酒料は十分ならん、残り
の奴原これへ出よ、我は赤穂の岡島八十右衛門といふものなりと、血刀さげて立ちたるは、鬼神の如くにてぞありし、大男三人まで、手の下に切り伏せたる手練にや驚きけん、跡に残れる四五人のもの共は、何くともなく逃げ失せたり、八十右衛門は笑ひながら
文助酒一ツ飲むべし、いざこゝまで来れとて、己まづ林の中に入り、彼の盗人共が暖めし酒を取りあげ、自から二三椀をかたむけ、そのまゝ茶椀を文助に遣はす、文

助茶碗をいたきて、さても日頃お力ありと噂に聞き及びしが、お力のみか御劔法まで、かほどまでとは驚き入りたり、大の男數人を相手にしての御勝負は、如何あらんと心配せしに、何の苦もなく討捨てられたる只今のおん働き、なか／＼凡人わざにあらず、實に驚き入り候なりと、文助も心のまゝに茶碗をかたむけ、珍らしきところにてのお相手となりしことよ、最早御立然るべしといふ、八十右衛門いふ彼等如きもの十人二十人は、身を入れて働らくほどならねば、一拂ひにすべし、三人こそ不便なれ、残るもの共はからき生命をのがれたるものかな、酒も十分に飲みたれば、如何さま出立すべしとて、山中の温泉さして急ぎけり

この後は、この所に盗人は居りたれども、赤穂のものに限り、手出しすることなかりし、これ八十右衛門の働きに恐れける故とかや、斯くの如く八十右衛門は、比類なき豪勇の人なりしも、その志甚だ堅固にして、一諾の約をも變ずることあらざりしと

さても湯治の日敷了りて、赤穂へのかへり路、先きに盗人を討ちたる林のうちに入りて見るに、兎角この地盜賊の會所と見へたり、さらば過しころの酒代を取らせ遣はすべし、その時直ぐには思ひしかど、湯治中の要も計り難く、酒代をやらぬのみならず、三人までの生命を取りしこと氣の毒千萬なりし、これより赤穂まで一足なり、あり合せしほど残らずおくべしと、路用の残りを林の枝にかけて歸へりけり、やさしき事も亦斯くの如し、實に面白き氣象の人なりといふべし

四九 八十右衛門下僕をいたはる

八十右衛門の下男文助をいたはること、實に一方ならざりし、これ八十右衛門の人に勝れて仁心に富めるためなりし、故に若し文助の惱むことあれば、自から看護もし、又くすりも勧め、のみならず彼が口になへる食物を調べ、彼が心のまゝにこれを與へ、一日もはやく本復せよ、氣を落さず薬を飲め、しかし我等事かけて迷

惑さに、はやく本復させんとはあらず、汝がなやめるときは、我も更らに快よからず、因つて斯くはいふなり、我獨身にても、その方が日頃よろづの事に能く心づくるにより、不足と思ふことさらになしなど、いかめしき容貌ながら、思ひの外に情ふかし、此の如くなれば文助最とうれしく、天地の中に又なき人と、朝夕敬ひ事ること親の如し、八十右衛門病氣となれば、文助非常に心を痛め、こゝろよきとて食事など進めば、千萬兩の金子を得たるほど悦び、故に主人が留守なりとて、いつも在すが如くもてなし、決して等閑に附することなどはあざりし
後内藏助と同道にて、八十右衛門の江戸に下りける時、達て供を願ひたれども、誓紙の約に背きがたく、文助をよきにかしなだめて、同伴せざりしといふ、復讐の後生害といふことを聞き、剃髪して名を専入と改め、主人のなきあとを、懇に吊いしとなり

五〇 御用金の配分

内藏助は、赤穂城に附屬せる金子を以て、諸士の飢寒を凌ぐ材料に充てんとされたり、而るに大野九郎兵衛をはじめ、五人の頭共は、大切なる大會議には關與せず退席しながら、いざ用金割賦と聞いては、おのゝ進みて配分を得んことをこひねがひ、且つ割かたは、知行高に應じて割りつけよといふ、内藏助いふ、小臣と大臣とに隔てあるべからず、君を思ふの情は一ツなり、その上大臣のものは、武器家財も多く、活り拂ひても二三年は飢をしのぐことを得べし、小臣は左にあらず、家財武器も少く、且つたくはへもなし、唯人數に應じて分つべしと、されど衆論喧囂更らに適歸するところを見ず、内藏助は胸中素より豁如として、あながちに不臣の罪をも責めず、利のためにすることならねば、遂に不臣の輩裁断して、百石二十四兩のわり合に定めて分てりと云ふ、

五一 八十右衛門大野九郎兵衛を罵り辱しむ

赤穂城領分の人民は、銀札の引かへありと聞いて、我先きにと札を持ち來つて金子と引きかへ歸るところ、札座の役人共も、かゝる時節なればにや、邪欲をかまへて金銀をつかみ取り、逃り去るもの多かりけり、大野九郎兵衛このよしを傳へ聞かへてかげにて嘲けり罵りていふ
岡島八十右衛門が札座の奉行として、さやうなる亂らなるふるまひあるをも、制止めざるや、これ恐らくその身も同じ穴の狐なるべしと、人中にて悪口したり、或るものこれを聞いて、岡島八十右衛門に其の事を告げたり、八十右衛門の人となりは、清廉にして勇氣あり、なか／＼きかぬ氣の男なれば、これをきくと大いに怒りなみ／＼の事ならば、此節の如き場合にては、事の實否を糺すべきにもあらねど、

假りにも武士たるものが、金銀のことにて疑はれては、討ち果すより外に道なし、然れども八十右衛門が一命、今は天下にも換へ難し、況んや大野は、昨日までは君の執事なりしも、今日は無祿の浪人となりて、我に異なること更らになし、その上人面獸心の輩に於いてをや、されど此のまゝにして止まんも無念なればといふて、四月十四日の夕暮、大野が宅に至り、案内していふ、岡島八十右衛門、亡君の御用ありて來れりと、大野は思ひあたることあれば、他行と言ひて避けんとす、八十右衛門取次のものに謂ていふ
亡君のため重き御用なるぞ、歸宅あらば速かに知らせ給へ、必ず今宵を過すべからずと、若し案内なきにおいては、我ふたゞび夜中に來りて面接せんと、九郎兵衛且つは恐れ、且つは疑ひて、そのまゝ打過しけるが、果して亥の刻ばかりに、八十右衛門來りて門をきびしくうち敲くにより、九郎兵衛大いに恐怖し、他出して未だ歸宅せずといはしむ、八十右衛門いふ、行く先は何れぞ、請ふこれを聞かんと、取次

もの大いに究し、これに答ふる言語を知らず、八十右衛門いふ、汝たしかに開け
臣等忝けなくも君の祿を食みて、妻子従者を養ひ、枕を高くして月日を送れり、依
つて臣等は一命を君に奉つり、生死のあいだに迫り、進退こゝに谷れり、而るに九
郎兵衛は、我が奉公振を見て、我を盗人と稱せるよしを聞きたり、今その實否を糺
さんがために來れり、これは正しく君の用にて重きものなり、先月十四日に江戸の
鬼とならせ給ふことを、十八日に聞けるより、城中に死を決して、神文をもつて盟
約を結べる武士の眼には、金銀は瓦石も同然なり、九郎兵衛が如く城をのがれて乞
食となりても、生命ながらへんとするものには、似るべくもあらず、この期に臨み
て逃げ隠るゝは、禽獸の所爲にも劣れり、尋常に出で、面接せよ、侍には、畜生を
切る刀なし、好しや面接するも、豈に匹夫下郎の舉動をなさんやと、大いに馬嘔嘲
笑をほし、いまにせしも、これに對して一言の答へもなく、鳴を沈めて居たりけれ
ば、八十右衛門からくとうち笑ひ、徐くと歸り去れり、九郎兵衛かげにて聞い

て大いに戦慄し、その夜深更に及び、唯ひとりにて露路口より逃げ出し、伊勢五右
衛門が家に至り、密かに隠れけるこそ淺猿しけれ、九郎兵衛の子軍右衛門も、親に
劣らぬ腰抜けにて、父が遁げ出でたりと聞かや否や、よし打殺さるとも一所に死な
んと、これ又その跡を追ふて遁げ出したり

五二 中村勘介妻子を遠き親戚にたのむ

中村勘介は、名を正辰といひ、長矩に仕へて馬廻りを勤め、祿百石を食めり、赤穂
の變起るや、内藏助と共に京師にありしが、妻子の足手纏ひとなりて、奔走上に支
障生ずるを恐れ、陸奥なる親族にたのみて、後顧の心配なきやうにせんとて、やが
て發足せんとしけるが、又つらく考ふれば、道のほど遙々として、同盟の一舉に
おくれんもはかり難し、これは同盟の諸士に盟ひ、復讐の議もし一定せば、いそぎ
一札を飛ばして、急を知らせ給へとて、遂に陸奥に出立せりといふ

後江戸に出で、姓名を山彦嘉兵衛と變じ、内藏助を助けて素志を果せり、死する時四十五歳なりし

五三 村松喜兵衛父子同道にて君難に赴

むく

松村喜兵衛は名を秀直といひ、内匠頭長矩に仕へて中小性を勤め、扶持方奉行を兼ね、江戸のやしきに居たり、長矩不敬に坐して死を賜ふや、喜兵衛年六十歳にあまれるも、その志勇烈果敢にして、壯者を凌ぐの概あれば、一圖に忠死の思ひ立ち一先赤穂に馳せつきて、衆議のよろしきに從はんと、三月下旬に江戸を發足するに臨み、嫡男三太夫も共に赤穂に赴むかんといふ、喜兵衛いふ
汝は江戸に残りて老母に事へよ、我は赤穂に立ち越へて、本城の會議が如何に決するも、そのよろしきに從ふべし、我つらく考ふるに、内藏助殿は智者の聞こへあ

る人なれば、赤穂城中にて殉死はよもせまじ、必らず當地に功を立つることにすべし、されば汝今我と共に彼所に至るは、いたづら事なり、多くは我が思ふ圖にたがふべからず、再會せんこと疑ひなしと、懇に制止するも、三太夫涙をながしていふ
父母の恩義は共に重しといふうちにも、父の恩に如くものなしと聞けり、その上今從ひて赤穂に赴くものは、君父の恩義をかねむくゆるためなり、若し江戸に留まるときは、これ母の恩のみ取るものとなるなり、今輕きを捨て、重きを取るべし、弟政右衛門を江戸に留めて、老母の飢寒を救はせ申さんと、先に立ちて旅装すれば、喜兵衛も今は詮すべなく、うち連れて赤穂をさして登りける

五四 三太夫研屋の柱にて刀を試む

神田柳原に、竹屋といふ刀、脇差の研屋あり、三村次郎左衛門知る人にて、村松喜

兵衛及び三太夫も、この竹屋と心やすくなりて、往來して居りしが、或る時三太夫二尺八寸もある刀を携へ來りて、よく研て給はるべしとあつらへしが、十二月十二日の朝、三太夫次郎左衛門同道にて來り、たのみたる研は如何と尋ねしに、四五日前に出來あがり申し候とて、取り出して渡す、三太夫いふ
さて、早かりし、某こと二三日中に、在所へ引籠るつもりなれば、また研ぐべき時もなし、誠に研ぎ納めなり、その替り用に立つこともあるべし、併し山家は夜漸の歸りなどに、猪、狼に出で逢ふまじきにもあらず、その折りこそ頼むところはこの刀なり、亭主よく研ぎすましたれば、更らに氣遣ふところなし、去りながら近頃無心なれども、この中柱に少しばかり、切りつけて試みて苦しからずばためし見たと懇願す、亭主いふ
安き御事なり、御随意になされよと承引す、三太夫さればとて、抜くと見へしが片手打にはたと切るに、二寸あまり切り込みたり、亭主をはじめ、次郎左衛門も、俱

に手をうちあきれたり、三太夫嬉しげに
この味にては頼もし、あら心地よと大いに喜び、金子を包み、研代として渡すこれを見るに、金五兩ありければ、二兩にも及ばざる研代なり、けしからずや、特に御在所へお引きこもりの方より、申し受くべきいはれなし、御出世の筋などならば、御祝儀にもいたくべし、思ひの外の事よとて、なか／＼うけ取らず、三太夫言ふ
左様ならば、これは某が寸志なり、江戸のなごりなれば、肴一種と、のへ酒を出だされよと望みしかば、それは有りがたし、仰せにやおよぶとて、丁寧なる料理にて饗應す三太夫と次郎左衛門は、これは、痛み入ることなれど、望みしま、肴一種にてよろしきものを、志なればとて、料理十分に食し、ゆる／＼物語して、さて暇乞ひしていふ、又來ることもありやなしや、無事に渡世いたされよとて立ち出でけり、竹屋いふ

さらば、春のお出でを待ち奉つると、そのまゝ別れたり
十二月十五日の朝に、淺野家の浪人四十餘人、吉良殿を討て今引取るところなり、
中にも村松三太夫といふ人、一番のりして立關にて、大なるはたらきを爲したるよ
しとの評判を、竹屋の主人きゝて大いに驚き、内匠様御家中とあれば、かの三太夫
さまなるべし、よもや同じ姓名の人もあるまじ、心元なしとて走り出で、兩國にて
尋ねければ、今ほどは六間堀あたりなるべしと聞いて、數百人の見物と俱に、いつ
こまでもとかけつけて、程なく義士の行列に追いつき見るに、三太夫と次郎左衛門
の兩人は、勇氣さかんに真先に進み行く、竹屋見るより、言葉をかけて
昨日のお出でこそ、お名残なれ、何卒お暇乞いたしたしと存じ、此所までお跡慕ひ
て参れりと聲かければ、兩人きつて竹屋を見て
竹屋か、よくも來れり、お手前の骨折にて、昨夜のはたらき十分にしたたり、これが
この世の別れなるべし、皆へもよろしくとて行き過ぐる、竹屋はあとになりさきに

なり、遂に泉岳寺まで見おくり、それより家にかへり、三太夫が切りこみし刀のあ
とを、絹にて巻き包み、紙にて封じおきたり
翌年二月四日に、切腹せりと聞き、朝夕かの柱を拜してそのあとを吊ひけり、かゝ
れば近隣のもの共も、又聞き傳へて尋ね來り、是非に見せてくれよと逼りしとぞ、
後近火にて、竹屋類焼したりしが、亭主いふ、家財を焼き亡ひしは、さらに惜しか
らず、義士三太夫殿の切り込まれし柱の太刀あとを失ひたるは、惜みてもあまりあ
る事なりと、涙を流して愛惜せりといふ

五五 貝賀彌左衛門誓詞を返す使者ごなる

貝賀彌左衛門は名を友信といひ、吉由忠左衛門の弟なり、貝賀家の養子となりて、
その氏を冒せしなり、長矩に仕へて中小性たり、長矩不敬に坐して死を賜ふて後、
諸士と供に復讐を謀りしが、彌左衛門は常に内藏助の腹心となり、内藏助のために

奔走せり

内藏助は吉田忠左衛門、中村勘介の二人を江戸に下して、諸士の志を試むるに、多くは大學殿の出世を頼み、後榮をはかるの心あることをあらかじめ知りければ、大高源吾、貝賀彌左衛門の二人に命じ、日頃あづかり置ける誓紙の血判の名と判とを切り抜き、京師、大阪、赤穂に居るところの同志の人々へ、一々これを返却せしめ、且つ告げていふ

内藏助事、かねての存念まことに以て大義なれば、容易にその志を遂げ難しと思ふ上に、大學殿の安否といへども、御一周忌過ぎてもその儘にて侍らば、大切なる神文を預かりおかんこと無益と覺へたり、素より會盟は、人世の忠信覺束なきに出るならひなれば、忠勇にして節操をかへざる人は、あながち誓約に及ぶべからず、内藏助心得かた未だ決断せざるところあれば、まづ誓書の名と判とは返進申し候とて、銘々の血判を切りぬきてぞ返しける、されども知勇忠義をそなへ、金鐵の志

あるものは、ふたゝ山科に來り、肺肝をあかし、新たに同盟の盟ひをなせりといふ、死する時、年五十四歳なりし

五六 大高源吾只七等を宥む

大高源吾は、名を忠雄といふ、淺野家にて中小性を勤め、膳番元方、又金奉行および腰物方をも兼ねたり、赤穂侯死を賜ひ、國除かるゝにあひて、實の弟小野寺秀富、甥の岡野包秀と共に、義に赴むきて盟に入る、母の小野寺氏、源吾に言はるゝやう

其方達、上は先君に負くことなく、下は先祖を辱しむることなくば、我又何をか憂へんと、源吾等益々奮激志をはげまし、母を國に留め京師に往けり、程なく又江戸に赴むき、動靜を探ること數月にして京師にかへる道すがら、伊勢路に入りて神宮を拜しけり、武林只七同道しておりしが、源吾に謂て云く、人々の念の入れるの

も程あるものぞ、餘りといへば暢氣千萬なりと、殊の外の腹立ちなり、或日源吾に對し罵りて止まず、源吾如何にも物やはらかに論して曰く
其許のいふ所も最もなり、然れども某始め、志は決して翻へすことなし、實に大石氏と謀をなし、時節の來るを待てるの、みさりとて、某等の所爲の果して宜しからざるや、否やはその結果を見るにあらざれば、分かるものにあらず、其許は、虛心平氣にて聞れよ、條理のおのづから分明するものあらんと、只七聞いて益々怒り、或ひは罵り、或ひは泣きて、殆ど狂するものに似たり、源吾聊か變る色なく、唯諄々として説き諭すのみなりき

五七 源吾母の許へ文をおくる

源吾が母、は年老いて尼となり、世を遁れ居たり、この母の兄弟に、小野寺重内あり、妹に岡野九十郎の母あり、源吾が弟の幸右衛門は、叔父の小野寺重内の養子と

なれり、何れも義盟の人々なり、古語にも言へる、忠臣は孝子の門にもとむるとは宜べなり、源吾は生來温和にして才氣あり、且つ孝順の心ふかくして、牀をあたゝめ、枕をあふぎ、寒暑につけて朝願夕訪の奉養懈ることなく、かねて母ならびに妹を、赤穂城外なる村落の、親しきものにたのみ、預けおきけるが、江戸へ下向の時に、これを最期の首途と思ひけるによりて、故なる母の許へ一、通の消息をつかはしたり

一筆や上げ候、私事、今度江戸へ参り候存念には、兼てやし上げ候通り、一筋に殿様の御憤りを察し奉つり、お家のはぢをすゝぎやしたきばかりにて御座候、又は侍の道を立て、忠のために命を捨て、先祖の名をあらはしやすにて候、尤も大勢の御家來のことに候へば、いかほど御厚恩の侍も御座候所に、さまで御厚恩にも遊ばし下されず、下人なみの事にては御座候は、大抵ながらへ候て、御母人様御存命の間、御保養いたし候ても、世のそしりも御座あるま

じく候へ共、御側近き御奉公をつとめ、御尊顔を拜し奉つり候ゆる、朝暮の事は今以てかた時へんじも忘れ候ひまは御座なく、大切なる御身をすてさせられ忘れがたき御家をも思召はなされ、御うつぶんを遂げられ候はんと思召しつめさせられ、御相手をうち損じ遊ばされ、剩さへあさましき御生害を遊ばされ候段、御運の盡きさせられ候とはやしなから、無念至極、憚り乍らその時の御心体をさつし奉つり候へば、骨髓に通り、一時片時も安き心御座なく、されども御短慮にて、時節とやし、所とやし、一かたならぬ御不調法ゆへ、公儀の御とがめ、不覺の死を仰せつけられ候事、力に及び申さず候、まつたく天下へ對し、御うらみ申し上ぐべき様御座なく候ゆる、御城は仔細なくさしあげ申したることに御座候、これ天下へ對し奉つり、いきどほり申さぬゆゑにて御座候、しかしながら御亂心にも御座なく候、上野介殿へ意趣御座候て、御切りかけ遊ばされ候事に御座候へば、その人は正しく敵にて候、主君の命をすてられ候は

どの御いきどほりにて御座候ところに、かたきを安穩にさしおくべきやう御座なく、昔より、もろこし、我が朝ともに、ものゝ道の道になき事にて御座候それゆゑ早速かたきの方へ取りかけ申すべきの所に、大學様御閉門にて御座候へば、御免なされ候時分、自然殿様御跡、少しにても仰せつけられ、上野介殿へも、何とかしな付き候て、大學様外聞よく、仕官もあそばされ候やうにも相成り候は、殿様こそ右の通りにて候とも、御家は残り申すことにて候、然らば我々沙門ともなり、又は自害仕つり候ても、御憤りはやすめ奉らんと、この時節まで口おしき月日をおくり候ところに、甲斐なく廣島へ御越し遊ばされ閉門御免とやす名ばかりにて候、尤も年月のび候は、御世にも出させられ候事も御座あるべく候はんか、よしやさように御座なく候とも、この節にて殿様御跡絶えうせししたることに御座候へば、この上まへうしろを見合せやすことは、臆病の仕るところ、武士の本意ならぬことに御座候、この上は、天下へ御

訴訟^{そしやう}し上げ、何^{なに}とぞ相手^{あいて}方^{かた}へお手^てあても下^{くだ}り、大學^{だいがく}様^{さま}ひろくと御^ご取^とり立^たて遊^{あそ}ばされ下^{くだ}され候^{まう}様^{さま}にと、一命^{いっめい}にかけて御^ごなげきし上げ、是非^{ぜひ}お取^とりたて御^ご座^ざなく候^{まう}は、そこにおいて、かたぐ取りかけやすべく候^{まう}よし、しきりに相^あ談^{だん}のものも御^ご座^ざい、尤^{もつと}も一理^{いり}あるにて候^{まう}へ共^{とも}、中々^{なかなか}さやうのと、うがましきこと仕^{つか}つるべき道^{だうり}と存^{ぞん}せず、その上^{うへ}御^ご取^とり上げ御^ご座^ざなく候^{まう}に付^つ、相手^{あいて}方^{かた}へ取^とりかけ申^{まう}す段^{だん}、ひとへに天下^{てんか}に對^{たい}し奉^{ほう}つり、おうらみやし上げ候^{まう}にひとしく御^ご座^ざい、然^{しか}らば以^{もつ}ての外^{ほか}大學^{だいがく}様^{さま}をはじめ奉^{ほう}つり、御^ご一門^{いっもん}様^{さま}方^{かた}まで、御^ご爲^ためよろしからぬ事^{こと}に候^{まう}ゆへ、ひとすちに殿^{とん}様^{さま}御^ご憤^{いきどほ}りをはらし奉^{ほう}つるより外^{ほか}は御^ご座^ざなく候^{まう}段^{だん}々と申^{まう}し殘^{のこ}し候^{まう}ごとく、武^ぶ士^しの道^{だう}を立て候^{まう}て、主^{しゅ}君^{くん}のあだをむくひやすすまでにて、まつたく天下^{てんか}へ對^{たい}し奉^{ほう}つり御^ごうらみやしあぐるには御^ご座^ざなく候^{まう}、然^{しか}れども如何^{いか}なる思^{おぼ}召^{めし}し御^ご座^ざ候^{まう}て、天下^{てんか}へおらみ申^{まう}し上げたるも同^{どう}前^{ぜん}など、我^{われ}々^々親^{おや}妻^{づま}子^こどもにおたゝり御^ご座^ざ候^{まう}とても、是非^{ぜひ}におよばぬ事^{こと}にて御^ご座^ざい、萬^{まん}一^{いつ}さや

うの事^{こと}に相^あ成^{せい}り候^{まう}は、かねての通^{とほ}り、お覺^{かく}悟^ご遊^{あそ}ばされべく候^{まう}、もし又^{また}おはやまりあつて、御^ご身^みをわれとあやまち給^{たま}ふ事^{こと}など、くれなくなされまじき御^ご事^{こと}にて御^ご座^ざ候^{まう}ま、かならずさやうに思^{おぼ}召^{めし}し下^{くだ}されべく候^{まう}、よのつねの女^{をんな}のごとく、かれこれと御^ごなげきの色^{いろ}も見^みえさせられ、おろかにおはしまし候^{まう}は、いかばかり氣^きのどくにて、心^{こゝろ}もひかれ候^{まう}はんか、さすがにつねの御^ごかくごなり思^{おぼ}召^{めし}切り候^{まう}ところ、御^ごけなげなる御^ごすゝめにもつづかり候^{まう}事^{こと}、さて今^{こん}生^{せい}の仕^し合^あせ、未^み來^{らい}の悦^{よろこ}び、これにすぎいべきや、あつばれ兄弟^{けいだい}はさむらひの冥^{めい}利^りにかなひししたる義^ぎと、淺^{あさ}からぬ本^{ほん}望^{ぼう}にぞんじ奉^{ほう}り候^{まう}、先^{さき}にての首^{しゅ}尾^びのほどはお心^{こゝろ}にかけられまじく候^{まう}、私^{わたくし}三^{さん}十^{じゅう}二^に才^{さい}、幸^{こう}右^う衛^ゑ門^{もん}二^に十^{じゅう}八^{はち}才^{さい}、九^く十^{じゅう}郎^{らう}二^に十^{じゅう}四^し才^{さい}、何^{なん}れもくつきやうのものどもにて、たやすく本^{ほん}望^{ぼう}をとげ候^{まう}て、亡^{はう}君^{くん}の御^ご心^{こゝろ}をやすめ奉^{ほう}つり、未^み來^{らい}のみやげにそなへ申^{まう}すべく候^{まう}ま、御^ご心^{こゝろ}やすく思^{おぼ}召^{めし}し、御^ごさげんよく何^{なん}事^{こと}も時^じ節^{せつ}を御^ご待^{まち}ち遊^{あそ}ばされべく候^{まう}、御^ごよはひもいかふ御^ごかたむき遊^{あそ}

ばされ候へば、いくほどもあるまじき御身にて、嗚々お心ほそく思召し、お便なきやうに思召し、月日を御おくり遊ばされ候はんと存じ奉つり候へども、その段はちからに及び申さずい、時にのぞみては、主の命をそむき、父母の肩にかけて、いかなる山のおく、野の末にもかくれ、又は主君の御爲めには、父母の命もうしなひ申すことなどは、義と申すものにて、もだしがたきためしにてい、これらの道理は、くらからぬ御母人様にて候へども、筆にまかせて申しあげい、九十郎母公おせんにも、時々仰せられ、おろかになしみ申さぬやうにたがひに力をそへさせられ下さるべくい、さいはひ御法躰の御身にては御座候へども、此後は、いよ／＼佛の御つとめのみにて、うきもつらきも、御まざれまし／＼候て、未來の事のみ明暮御わすれなふ、世もおだやかに候はば、寺へもせつ／＼お参り遊ばし候は、一ツは御身のやうじやうにもなり申しいおぼにもあきらめ申す様に、仰せつたへさせられ下されべく候 以上

大 高 源 吾

九 月 五 日

御 母 人 様

人 々 御 中

右の如く、實に恩愛のあはれなる、生とし生けるもの、たれかは知らざらん、然れども武士は節義を主として、農工商には自づから異なれり、されば源吾が母も、この書を見て、少しも悲しむ色もなく、莞爾として笑ひつゝ、いらざるくり言かなとて、さあらの躰にて居られたりしとかや

五 八

源五茶事によりて吉良氏の在宿を

知 る

吉良氏は、隠居して後吳服橋のやしきを召し上げられて、本所の別墅にのみ住みて

徒然の遊びにとて、茶道を専らとせられけり、さればその業に堪能のものは、醫師
畫家、沙門、或ひは商人といへども、數寄の道なれば、その身がらの撰みなく、招
き寄せて、殘老を樂しまれける、されども本所は濕地にて快よからざればとて、麻
布の屋敷に新たに家へ作り、年の内に移徙せんとの事なり
こゝに三十間堀なる中島五郎作といふもの、店に、羽倉齋と稱する神道者あり、堀
部安兵衛と入魂なりければ、この家に常に来りけるところに、家主五郎作は、山田
宗遍といへる茶人の門人にて、宗遍と俱に、をりく吉良家の茶會に出席して、馴
れ親しむのよし傳へ聞き、安兵衛天の與へと歡び、やがて内藏助方に行きて、この
事を告げて議るに、大高源吾茶道に心得あればとて、吳服屋新兵衛と號して、十一
月十九日山田宗遍を訪ひ、師弟の約をなし、茶の湯稽古と稱して、彼所に行くこと
數多度におよびて、音物を厚くし、交はりもや、深くなりて、吉良氏の物數寄を尋
ね、住居の廣き狭さを聞きたし、内藏助につけて、屋敷の繪圖に引き合す、十二

月三日又山田を訪ひて、六日の朝に參るべしと約束す、六日は吉良の朝會の約あり
と、山田言へり、これを以て内藏助に告げて、五日の夜討をなさんと謀るところ
六日延引する由、五郎作が方にて源吾承はりければ、夜討を止めたり、斯くて又十
四日に、彼宅に茶會ありと聞いて、その實否を決せんと、山田に文通して十四日、
手前方へ御來駕を願ふといひ遣はしけるところ、その返事に十四日は、折節吉良家
へ格別の客にて、茶席に招かれたれば、彼所に赴むくよしいひ越したり、源吾は取
りあへず、その書翰をもつて、内藏助に告ぐ、よつて義士ひそかに會合して、十四
日の夜討と定めたり
もし十四日障りあらば、十九日は節分なれば、外宿あるまじ、十四日を過ぎば、十
九日に決行することにすべしと決定せり

五九 討入りの夜諸士蕎麥屋に集まる

夜討の前日、泉岳寺へ暇乞の心にて、みなく参詣いたし、夫より大高源吾をば、兩國橋向ふなる、楠屋十兵衛と申すもの方へ遣はし、手うち蕎麥五十八前調へさせ置き申したり、この十兵衛と申すものは、亡君御在世の時には、心安く出入をもいたし候へども、その後此所の手打蕎麥の店をひらき、渡世いたし居り候ゆる、其所にて今夜支度いたし候つもりにて申しつれたり、さて泉岳寺をば五ツ時過に立ち出で、四ツ時過楠屋かたへ集會す、源吾申すに、我等こと、亭主に申すに、そのもと蕎麥ばかりを商ひ候やと、十兵衛いふ
去年十二月よりの取つき家業にて、なかく蕎麥ばかりにては、取りつゝきかね候に付、前句ひろひをもいたし申し候との返事なり、源吾いふ
それは面白き世わたりかな、明日の題は、何と申し候ぞと尋ぬるに『なんのその』といへる題に候といふ、源吾取りあへず
なんのその、岩をも通す、桑の弓

とつけて、亭主につかはしたり、亭主見て大いに喜び、頗る得意の色をあらはせり

六〇 源五酒屋市兵衛方に發句す

義士吉良家に討入り、曉方に志を遂げ、泉岳寺へ退くべく、先づ回向院の門前に來り、淺野内匠頭家來のもの、吉良家へ討入り、御首を申し請け、只今芝泉岳寺へ罷り越さんといはし候ところ、手負のものこれあり、難澁いたし居り候あいだ、湯一ツおふるまひ下さるゝやうにと申し入れしに、寺僧ども門戸をかたく閉し、さやうのことは、御免下さるべしと返答して、門をひらくけしきなければ、さらばとて少し行くところに、酒屋市兵衛といふもの、朝早く起き出で、店の戸を少しあけて火を焚きつけ、朝あきなひの支度をなし居るゆる、これ幸いと皆々立ちよりけるに亭主大いに驚きし体に見へたり、源吾いふ

湯を一ツ吞ませ呉れよと、市兵衛いふ

湯はいまだ沸き申さずと、源吾おしかへして、さらば酒を吞ませよといふ、市兵衛
ふるへながら言ふ

居酒はかたく御法度なりと、倉橋傳介いふ

それならば、立ち酒にせんと、酒一樽持ち出し、鎗の石づきにてかゝみをうち抜き
皆々うち寄りて飲みけり、源吾亭主へ酒代なりとて、鼻紙袋を取り出し、金子三兩つ
かはし、鼻紙ぶくろはそのまゝうち捨て、店さきの硯箱を引きよせ

山をぬく、力もをれて、松の雪

とかき記して、そこへ置きければ、富森助右衛門これを見て、そのまゝ筆をとりて

冬鴨の、身はむしられて、行衛かな

とかき加へ、さらばといふて一同立ち去れりといふ

六一 岡野金右衛門吉良家の乳母に頼り

て動靜を審らかにす

岡野金右衛門は、名を包秀といひ、母は大高源吾の姉なり、初めの名は九十郎とい
へり、父の金右衛門は、物頭を勤めて、祿二百石を食めり、曾つて内藏助が義舉に
加はり、盟約に入りしかども、程なく病にて身まかりぬ、九十郎は父の志を遂げ
ずして死せることを深くかなしみ歎き、父の通稱をつぎて金右衛門と稱し、義盟を
結んで繼志の意をあらはせり、金右衛門十文字鎗の名人にて、藩中その鋒先に當る
ものあらざりしといふ

内藏助は、吉良家の動靜をさぐらんとして、神崎與五郎に命じて商人に身をやつさ
しめ、吉良家の近所に店を開かせ、一方にては酒をあきなひ、一方にては小間物を
賣らせ、店名を小山屋善兵衛と稱し、以て吉良家を窺ふの手だてとせり、この家に

金右衛門手代となりて忍び居たりしが、爰に吉良家の家中に仕はる、一人の乳母あり、常に小兒を抱きて小間物などを求めに來り、話などして小兒を遊ばせ居たりしが、度々なれば自然に心安くなり、笑談の一ツも言合ふやうになれり、金右衛門は、仇家を窺ふ手が、りにせんと、その乳母に馴れ親しみ、人なき時は彼に悪相しけるに、金右衛門は兼ねて美男の聞えありし男ぶりなれば、初めの程はうけがはざりしも、いつとなく心解けて、遂にわりなき中とぞなりにけり、彼の女深く思ひ入り、行末かけて契りければ、金右衛門幸ひのこと、思ひ、屋敷内のやうすを聞くに大方番士附人の數、長屋まはりのことは、審らかに聞き知りたれども、奥向きの事は、聊かもこの乳母などの知るべきことにあらねば、如何にもして委しき事を聞き出ださんと心をくだく折しも、彼の女が問はずがたりの身の上話しに、親は劍術の指南して居り、弟は大工にて、吉良家の屋敷がへなき前の普請は、弟なるもの棟梁として受け負ひたり、それより引きつゞき、今も吉良家に入りますれば、その縁にて

吉良家の家士へ奉公したるなりといへり、金右衛門これを聞きて、心中大いに歡びさしていふやう
斯く深く契りを結ぶ上は、親もとへいひ入れて、遠からず夫婦となり家を持つべし親のゆるさぬいたづらは、心ならずといへば、女も特の外によるこび、左様に表はれての夫婦とならば、如何ばかりか嬉しからんと、數ならぬ身を深く思ひ給はるこそ、かへすくも嬉しけれと、うち涙ぐみ、此の上は命も何か惜からんと、やがて親の許に往き、事のよしを物がたりけるに、父も大いに歡び、金右衛門に面會して縁を結びければ、金右衛門これより常に父の許に往きかよひ、折々おとづれ、何かにつけて心を配り、取りまはしも宜しければ、末頼母しくぞ思ひける、金右衛門この手よりにて、遂に座敷の繪圖を得たり、吉良家となりては、餘程間どりや造作もかはりてあるべきも、大かたはこれにて知られたり
かくて義士の討入りの日もあらかじめ定まりたれば、各々親族へ書狀をつかはし、

形見など送るに及びて、金右衛門は父母も妻子もなければ、思ひおくことなしといふに、内藏助金右衛門に向ひ、彼女をば何とし給ふぞと尋ぬるに、さればの事に計略のため、暫し馴れ染めしも、今度の事が知れしならば、いかばかり某を恨み申さんといふ、内藏助いふ
夫れは以ての外のことなり、一旦申しかはせし夫婦なり、討入りの折過ちて怪我すまじきものにもあらず、早く暇を取らせたまへ、その節形見の心にて、これを彼の女につかはしたまへとて、金子十兩わたしたり、金右衛門は、お志の程ありがたしとて、直ぐに女に逢ひ、幸ひの事ありて、急に家を持ち、其方を引き取り持がんと思ふなり、早く暇を取り、父が許にて待つべしとて、十二日父の許にて盃を取りかはし、これにて入用の品をとのへられよとて、かの金をわたしければ、おしいたいき、嬉しさ言はん方なく
是程の金、何か我が身に入るべき、家を持つ入用にしたまへと返しけるに、金右衛

門は、我が方にも用意あり、まづ預けおくべしとて、快く立ちかへりけり、かくて女は日をかぞへて待つほどに、十四日の夜、吉良家へ討入ありて、翌日義士の名をしるして往來を賣りあるくに、これを買ひ求めて見るに、岡野金右衛門二十四歳とあり、同名同年なれども、よもやその人にはあるまじく思ふほどに、世上の噂にて吉良家の門前に酒見世を出したる善兵衛は、義士の神崎與五郎なり、その手代の人々は、岡野金右衛門、千馬三郎兵衛、杉野十平次にてありしと、追々の取沙汰に、大いにおどろき、さればこそ常の人とは見えす、さやうの人にてありしか、十二日にあひたるは、この世のわかれにてありしかと、女は言ふもさらなり、何れもみな歎きかなしみけるとかや

六二 矢頭右衛門七死を決して同盟に加はるる

矢頭右衛門七は、名を教兼といへり、父長助は中小性を勤めしが、右衛門七は十五歳にて、父の蔭にて兒小性に召し出されたり、赤穂の變起るに及び、長助も内藏助に従ひ、同盟の約を結べり、右衛門七も父に従ひ、共に盟を同じくせんといひしに内藏助その幼弱をあはれみ、止めて云ふ
其許は年いまだ幼少なり、特に御奉公も暫しが程なれば、盟を同じくせずとも宜しからんと、右衛門七憤りて云ふ
我が父國のために死を決せり、某たとひ部屋住の身なりとも、節義を俱にするに何の不思議かあるべき、況して主君に仕へまつること一年間なり、豈に諸君に替るべしとあらんや、諸君もし我を少年なりとして盟に加へたまはずば、諸君に先だちて死を決すべしと、やがて刀に手をかけて已に自殺せんとせり、人々あはて、これを止めければ、内藏助も感涙を催し、乞ふまゝに同盟に加へたり、後父に従ひ大阪に住みたりしが、父病おもく今は臨終を待つばかりとなりし時、腹巻一領を右衛門七に

授けて云ふ
汝よく我が志を遂げよと遺言し、其まゝ息を引取れり、そこで右衛門七は、母を伴ひて江戸に赴むかんとしけるに、關所手形なければ、女を通さる旋を知らず、荒井の關所に来て關所に止められ、止むことを得ず赤穂に立ちもどり、母を人に頼みおきて、さて江戸に赴むこととなりしに、路用も今は盡き果て、道中の艱難いはん方なかりしも、復讐の念はこれがために益々堅固になり、遂に江戸に到着することを得たり、而して討入りの夜に、父が法名を記して兜の中に藏め、決死奮闘せしといふ、死する時年十八歳なりし

六三 矢頭長助が遺言状

矢頭長助の大阪にて病死せんとするや、右衛門七に胃を取り出して與へ、且つ告げて云ふ、これ代々の重器なり、我が魂これにこもり居て、汝が守りとなるべしと、

さればこそ右衛門七討入の夜に、この冑を着て父が法名をしるして鉢の中に納め、奮闘苦戦したりといふ、而して長助の遺言状を認めて、内蔵助へつかはしたりといふ、文面は左の如くなりしといふ
嗚呼、天之命一如之何
心中之大望、自是畫餅矣。
たゞ右の十八文字を記せしのみなりしなり

六四 右衛門七腹巻を借りて返さず

右衛門七は武林只七に交はり深かりしが、只七京師より書を贈りて、言ひ送りけるは、同志の人々追々下向せり、内蔵助殿にも追付下向あるべきとしなり、然る上は早々まかり下らるべし、我等同道すべきとの趣むきなり、右衛門七は去年赤穂を出てより、父の長助と俱に、大阪新地堂島の野間屋久兵衛といへるもの、店に栖ける

が、父も同盟の一人にて、忠勇の士にてありけるに、はからずも野間屋の店にて病死せり、臨終に右衛門七に遺言しけるは
我復讐の盟ひを共にせしが、今不幸にして病死す、汝父が志しを繼いで、君の讐を討ち、人倫の道を立て、忠孝を全くせよ、父が志を繼ぐは孝なり、君の讐を復すは忠なり、この二つをよくする時は、必らず義士たらんと云へり、右衛門七父がこの時の詞を以て肝に銘すといへども、貧窮迫りて父の葬むりだに行ふこと能はざれば、かねて用意せし所の一領の腹巻より外に、錢に換へんものなかりければ、右衛門七陰かに久兵衛に頼み、彼の腹巻を質として金を借りうけ、葬式のかたばかりを取り行ひ、梅田の墓所へ葬むりけり、時に右衛門七十七歳なりし、かくの如く貧苦に逼るといへども、忠孝の節義を守りて、志をくださるこそ有り難けれ、喪を勤め終りける所へ、只七が書狀到来し、下向を急ぐによつて、右衛門七かの着籠なれば、如何やうにもせんすべなし、是において偽りて久兵衛にいふ

先頃頼みまゐらせて、質としたる腹巻を、暫しの程見合せたきことあり、貸したまはるべきや、速かに返し申さん程にと、實しやかに述べければ、久兵衛快よく請けがひ、これを借し與へたり、右衛門七これを受け取り、一通の書置を残して、直ちに上京し、只七、幸右衛門と同伴して下向す
かくてその翌年二月に、義士等死を賜ふといふことを聞いて、久兵衛と質屋の何某と相はかり、僧に布施して冥福を修したりと云ふ、このふたりは、欺むかれて金を失ひながらも、忠孝に感激して、ふたゝび金を抛ちて惜しともせざりしなり、大行は細瑾をかへりみずとは、かゝることをや言ふものならんか

六五 右衛門七大須賀治部右衛門を討ち留める

討入の夜に、更けてから皆奥に進み入るところ、座敷の方より、素鎗を提げたる大

男、大須賀治部右衛門と名乗りてかけ向ふを、赤埴源藏心得たりと渡り合ふ、治部右衛門赤埴が胸板をめかけて突きかくるを、躍り越へて鎗の柄を切りながらつけ入り、治部右衛門が左の乳の下を切りつけたり、この時内藏助の許しをうけて、右衛門七進み来りしが、長刀を持ってこの場にかけて付たり、千馬、早水の人々これを見て、源藏殿、その敵を右衛門七にゆづり給へといふ、如何にもとてわきへ退く、右衛門七忝けなしと、長刀を取り直し、うつてかゝる、治部右衛門深手ながら、無双の勇士なれば、刀を抜いてわたり合ふ、右衛門七飛鳥の如くかけまはり、稻妻の如くひらめく程に、眼くらみ、たぢくとするところを、長刀を取りのべ咽をさしけるに、そのまゝ倒れたり、やがて首をうち落しければ、あたりに居合せし諸士、天晴の手ざわなり、早々内藏助殿へ實檢に入れ給へとありしかば、そのまゝ彼の首を提げて行き、内藏助に見するに、涙を流し
亡父長助存生ならば、いかばかりの悦びならん、思ひ出すも涙の種なりと、殊の外

愁傷されしと云ふ

六六 勝田新左衛門と倉橋傳介

勝田新左衛門は、名を武堯といひ、長矩に仕へて中小性たり、死する時二十四歳なりし
倉橋傳介は、名を武幸といひ、長矩に仕へて中小性たり、吉良家に討ち入り、素志を遂げしが、衆人退くにのぞみて、堀部安兵衛手おひを改ため、倉橋傳介、磯貝十郎左衛門の二人、殿して退きたり、死する時三十四歳なりし

六七 前原伊助よく間諜の責めを盡くす

前原伊助は、名を宗房といひ、内匠頭に仕へて中小性を勤む、内藏助京師にありて伊助と神崎與五郎を江戸に下向せしめ、假りに商賈に身をやつして、吉良家の動靜

を伺ふ、伊助は米屋五兵衛と稱し、與五郎は美作屋善兵衛と稱せり、かくて姿を變へ、身を辱しめ、晝夜に間諜をなして、仇家を覗ひけり、これに由りて精しくその虚實を知ることを得たり、かゝれば京師にあるところの人々を促して、内藏助江戸下向すること、なれり、死する時四十歳なりし

六八 大石瀨左衛門兄清四郎と復讐に出づるを争ふ

大石瀨左衛門は、名を信清といひ、内藏助が族弟なり、内匠頭長矩に仕へて、馬廻役を勤め、祿百五十石を食めり、内藏助および、潮田又之丞と共に、東軍流の劍術を學びて、備前の奥村權左衛門重舊が門弟なり、元祿十四年の春、長矩の不敬に坐して死を賜ふや、原總右衛門と共に赤穂に赴き、主家の急を告げたり
内藏助吉良家の動靜を窺ひ、機既に熟せるを見るや、京師を發足して關東に下向せ

んとせり、是において大石清四郎と、瀬左衛門の兄弟を招ぎ、告げていふ
この度誓約せし同志のもの、中に、兄弟あるものは、必ず一人は跡に残し置くこ
となり、残りて先祖よりの家名を嗣ぎ、第一には兩親あらば、兄弟なき跡にては誰
をか便りにせん、其許兄弟ばかりに、今更申すにあらず、しかも御老母もあり、誰
かこれを養ひまゐらすべきや、忠義の士は必らず孝心なくては叶はず、よつて二人
のうち一人は、あとへ残り給へと諭せり、瀬左衛門理に服し、成程御尤もの事なり
兄の清四郎あとに残りて家を繼がれよといふ、清四郎聞きもあへず
この度の事にかぎり、あとに残らんこと思ひもよらず、如何にとなれば、二男より
年かさにて、君の御恩もふかし、二男は跡より勤めて、兄ほどにはあらず、夫れは
ともあれ、清四郎決して残る了簡なし、瀬左衛門残りて家を繼ぎ、母人をやしなひ
心をつくさるべしと云ふ
瀬左衛門色をかへ、君恩の輕重をもつて、忠義を立てんこといかでかあるべきや、

君臣の義を守りて仇を復せんは、已に同意したれば、貴殿残り給へ、瀬左衛門は下
向して志をあらはすべきなり
已に同志の中にも、總右衛門が弟總三郎を残すこと、甚だよろしからずと人々申す
よし、何ほど申さるゝとも、この瀬左衛門残るべき心底なしと、云ふも終らざるに
清四郎云ふ
總三郎を残すことをよろしからずと言へるを、某は聞かず、よろしければこそ、村
松喜兵衛の一子三太夫は同意して、政右衛門は残りたり、同意の中に例あり、され
ば瀬左衛門は義心を立て、清四郎は不義の名を取るとも、かまへなしとの心か、不
届なり、免しまじと、はや言葉あらく言へば、瀬左衛門いふ
さらば、村松、原の事は兎も角も、人を手本とはいはしまじ、士の一言出で、引く
覚えなし、この一事にかぎりて御意に背くべしといひて、なか／＼承引の氣色見へ
ず、清四郎大いに憤り、いよ／＼左様ならば、仕方ありとつめ寄る、瀬左衛門落ち

つきはらひ

如何なることありとも、それに恐れて残るべきやと、これも進みよる、居合す人々手に汗を握るばかりなるを 内藏助云ふ

いづれも理の當然なり、しかし互いに云ひ募らば果あるまじ、某が了簡にまかせ給へ、これは亡君の御廟前に至りて、跡に残ると、江戸に下向するとの圖を取りて、その當りし人こそ、亡君の御意と心得、背き給ふことあるまじ、この外に仕方なしといふに、一座の人々、御尤もの仰せなりと、一同に賛成すれど、兄弟は不得心の顔色にて、逆もの事ならば、間十次郎、同じく新六の如く兄弟とも下向をゆるし給はれといふ、内藏助云ふ

その例にはなるまじ、間氏は、跡に残る父母なし、よつて兄弟とも同意なり、その許達とは同じからずと、理をわけて諭したるに、さしもの兄弟も承服して、この上は仰せに任すべしとて、得心したれば、それにてこそ、忠孝二ツながら全しといふ

べし、されば瑞光院に往いて、御廟前にて圖を取りて定むべしと、兄弟の人を同道して御廟前に往き、實に在すが如く、始め終りの事委しく申しのべて、謹しみ敬ひ江戸下向と、在京母に事ふるとの、忠孝の圖二本を一ツになし、何れに當らるゝとも、君の御意なり、背き給ふことあるべからずと云ふて、二本出しけり、兄弟心中に信をこらし、おのゝ取りて推戴き、これを開き見るに、清四郎は京都に残るといふ闔なり、瀬左衛門は江戸下向の闔にあたりければ、悦びいはんかたなく、清四郎力なき顔色なるを見て

亡君の御賢慮は、内藏助が所存に異なることなし、清四郎ことは、老母にあつく事へ給へ、瀬左衛門は下向して、吉良家に討ち入り、心のまゝに働らかれよ、而し共に忠孝の名を揚ぐべし、これにて埒あきたり、お禮申して歸宅せんといふて、同じく瑞光院を立ち出でたり

六九

矢田五郎左衛門敵の刀を奪ひ取り
て闘ふ

矢田五郎左衛門は、名を助武といへり、その先祖は作十郎と稱し、三河の人なり、勇名世に聞へたる人にて、戦功多く、ことに金鯉の兜鍪を獲たること、天下に隠れなかりき、五郎左衛門は淺野家につかへて、馬廻を勤め、祿百五十石を食めり、赤穂の難起るに及び、盟約をともし、復讐をはかり、江戸にありし時、假りに姓名を變じて塙武助といへり、吉良家へ討入の夜に、敵うしろより來りて不意に討ちけれども、着込にて手を負はず、直に身をめぐらして一討にこれを殺す、その勢ひあまりて刀の鋒先、鐵の火鉢に切りつけて折れければ、そのまゝ敵の刀を奪ひ取りて奮闘したりといふ、死する時年二十九歳なりし

七〇

赤埴源藏討入の夜に竈爐等に水を
灌ぐ

赤埴源藏は、名を重賢といひ、淺野家に仕へて馬廻役を勤め、祿二百石を食めり、赤穂侯國除かれ、同盟の士、相會して復讐をはかるに及び、姓名を變じて高畑源野左衛門と稱せり、復讐の日定まり、親族故舊に暇乞をするや、雪中に妹の聲なる某を訪ひ、痛飲劇談興に入り、歸る時その家の小兒に一振の短刀をあたへ、以て形見の意を示せり、吉良家に討入り、素志を果して退くや、源藏矢田五郎左衛門と俱に竈、こたつ、爐などに水を灌ぎ、火をしめして去れりといふ、死する時年三十五歳なりし

七一

早水藤左衛門弓術を能くす

早水藤左衛門は、名を満堯といひ、淺野家に仕へて馬廻り役を勤め、祿百五十石を食みて常府たり。長矩の營中において刃傷におよぶや、藤左衛門は饗應館より、直ちに萱野三平と俱に早馬にて赤穂に赴むき、鬭争の變を告げたり、藤左衛門は、世に聞へたる弓術の名人にて、討入の夜に、吉良家の家士その弦音をきいて、恐れおのゝかざるものなかりしといふ、而して既に吉良氏の首を得れば、義士一同に吉良家を引き擧げんとするや、藤左衛門は弓にて、長屋の人のあるべき隈をさがし上野介殿を討取り、只今立退く所なり、出合ふものはなきかと、高聲にて呼びたれども、誰一人出合ふものあらざりし、門の脇に家老の小屋と見えたるが、路次口一尺ばかりあけてあり、内に明り見ゆ、行燈とは見へず、蠟燭の照りやうなり、早水藤左衛門と名乗りて、矢二筋を射込みたれども、物音もなければ、そのまゝ立ち退きたりと云ふ、死する時四十歳なりし

辭世

地水火風、空の中より、出し身の

たいして歸る、もとの住家に

七二 木村岡右衛門詩一篇を記して兜整の中に納む

木村岡右衛門は、名を貞行といひ、祖父吉兵衛始めて淺野家に仕へたり、岡右衛門は長矩に仕へて馬廻を勤め、祿百五十石を食めり、岡右衛門素より文學を好み、小川某に従ひて學ぶ所あり、尤も王陽明の學風を好みたりといふ、赤穂退去の後、姓名を變じて石田左膳といふ、吉良家へ討入りの時に臨み、詩一篇を賦して兜整の中に記したりと云ふ

詩

身寄三浮雲一滄海東

久愆三恩義一世塵中

看花對月無窮恨。散作三曉天草木風。

これに序文があつて、三百字にあまる長文なれば、これをば省いて載せぬこと、たり、死する時四十六歳なりし

七三 不破數右衛門

不破數右衛門は、名を正種といひ、本姓は岡野氏なり、不破の養子となりて、養家の姓を冒せり、親父の治太夫も赤穂に仕へたれども、故ありて國を退きたり。正種内匠頭の馬廻となり、祿二百石を食めり、その人となり、勇武たくましくして才氣あり、されば大野九郎兵衛と不和にてありしが、ある時大野が僕の無禮を怒りこれを切り殺してその罪を問はれ、放逐の刑に處せられたり、數右衛門は去りて江戸に居りしが、舊主内匠頭の恩誼を思ふて、忘るゝ暇あらざりし、赤穂國除かれ、内匠頭死を賜ふに及び、治太夫内藏助が籠城のはかりごとありと聞き、舊友井關徳

兵衛と共に赤穂に赴むき、死を決して共に城を守らんと請ふ、内藏助云ふその志は感ずるにあまりといへども、望みは叶はず、いかにとなれば、此度の思ひ立ちは、叛くにはあらで、臣の道をつくすなり、如何んぞ浪人をかたらふて事を爲さんやと云ふて、聞き入れざりし、數右衛門も亦、變をきいて歎き悲しみ、且つ云ふ

今より後、我は何を樂しみに生きながらへんと、快々として樂しますして日を送れり、或る日磯貝十郎左衛門に道にて行き逢ひけるに、十郎左衛門いふ先君もとより其許の無實の罪を蒙むるを知り給へども、法において宥すべからず、これ其許が刑せらるゝ所以なり、さればその事を談すたびに、歎き惜しむことなりといへり、さればよ、我も君恩を思はざるにはあらねども、何をいふにも罪を君に得おるを以て、御墓に拜禮も出來ず、殘念の至りなりといふ、十郎左衛門いふ御墓を拜せんことあしきにあらず、我其許のために案内すべしとて、直に俱に泉岳

寺に同道して、御墓を拜禮せしむるに、ひたすら涙を流してその不臣を陳謝するのみなりし、十郎左衛門その忠義の心あつく、且つ憤發力の非常なるに感じ、ひそかに復讐の舉あるを知らせける、依つて數右衛門は急ぎ京師に往き、内藏助に見えて某不仕合せにて、君に罪せられたりといへども、再び功を立て罪をあがなひ、御免を願はんと心がけたりしに、計らず先君死を賜はり、國除かるゝに至る、その事をおもへば、憤りやる方なし、密かに聞けば、諸君復讐の志ありとのこと、某も何卒不肖といへども、獨りながらへて何かせん、伏して願はくは御一列の數に入りて、御供申したし、たゞ死をもつて君恩を報じ、地下にして罪を謝するの外、この世に思ひ出なし、御聞濟あらば、某が幸福これに過ぐるものなしといふ、内藏助云ふ

其許先君より暇を給はり、先君今は已に世にまします、我今は仰せを蒙るべき所なし、たとひ其許をして元の如くならしめば、その所爲君を欺むくにあたれり、

いかやうともすべきやうなしと、數右衛門尙ほあきらめ兼ね、涙ながらに請ひければ、内藏助感じて、其許は誠に忠臣なり、さらば我近々に江戸に下向する間、その時泉岳寺に至りて、先君の尊靈に願ひ奉りて、その後聞き入るべしといふ、その後内藏助江戸に下りし時、數右衛門を招ぎ、禮服を着せ、自らも禮服を着て、同道して泉岳寺に至り、先づ内藏助のみ廟前に進み、數右衛門願ひの趣むき、始め終り申し述ぶること生前に申し上げる如く、詞をつくして云ふ

舊臣數右衛門事、罪を得て御國元を退去の後も、朝暮恐れ入りて、某につきておわびを願ひ奉つるにより、よく／＼察する所、なか／＼僞はりにあらず、されば今更ら申しあげすにおくべき理由なしと、謹んで啓しおはりて退き、やゝありて數右衛門を呼びて云ふ

來られよ、君の御免ありしぞ、その方元の役に仰せつけらるゝぞと申しければ、數右衛門涙をながし、有りがたきよし申して退きけり、依つて假りに姓名を變じ、松

井仁大夫と稱し、大いに復讐のために力をつくせりといふ、死する時三十四歳なりし、治太夫は、いづち往けん、その終る所を知らずといふ

七四 數右衛門才辯にて甘く切りける

内藏助石町の間借にて、十四日の七ツ時頃その月と來正月分半月の間代ならびに、家主彌兵衛を頼み買ひ求めし物の代金を併せ、都合十七兩あまりなるを、瀬尾孫左衛門に申し付けて、彌兵衛方につかはしけり、家主よろこび、孫左衛門に酒を出しければ、孫左衛門申しけるは、今日日がよろしく、掃除いたし、春をむかへ申す祝儀なれば、幸ひあり合せ故、正月半分までと、その外とも拂ひすませ申すなり、宵のうち、お隙あらば、お出なさるべし、御酒一ツ進じ申したしと、云ひおいて歸りけり、彌兵衛請け取りて、なるほど、今日御掃除のやうすなり、祝儀せざるも如何と、いそぎ申し付させ、肴一臺つかはし、只今孫左衛門殿御越し、御口上の趣き、

特に御座敷代その外御調物の代まで下され、たしかにお受取り申し候、今日お煤取りとのこと、目出度存じ候、よつて態とばかりとてさし出す、折節不破數右衛門、岡島八十右衛門、横川勘平の三人、内藏助了簡にて、居合せたりしが、彼魚を見てお門出のよし、まづ首とつてお目かけんと、臺所へ持ち行き、魚の首を切て落し吉良殿の御首をあげたりと、内藏助父子の前にさし出しければ、俱に笑ひ、よくも思召しかけられたり、勝利疑ひなし、この肴今朝か明朝にても、差越すべきを、門出の先きにさし越すこと、本意を達するの前表とて、直ぐに料理申しつけ、いさみよろこび居たるをりから、家主彌兵衛袴をつけて來り、内藏助面談し、何かのお心づかひ千萬忝けなし、兎角江戸表の用事もいまだ濟みかね申し候へば、來春もこのやうすにては、三月頃までも居り申すべし、いろく御世話になるべしとて、はや料理も出來たれば、内藏助は數右衛門と八十右衛門を相伴として出し、これは國元の知音なりと引合せたり、勘平は主税と二人、中の際にて料理を食し、さて酒もり

して夜に入り、盃を納め、彌兵衛一禮おはりさていふ
御用のかたづかぬは、氣の毒に存じいへ共、いつまでもお心おきなく御座なされい
やうに、願ひ居り申すなりとて立ちかへりけり、内藏助その外とも、今夜の討入り
に死するか、泉岳寺に引取りて切腹するかもしれず、來春の事をいふて悦びたる心
のほど憐れなりしが、玄關まで送りけり、後にておもへば、これぞ大石父子の、こ
の世の別れとは知られたり、次の日十五日の朝早く、かの垣見五郎兵衛は、大石内
藏助、同じく左内は主税といふこと知れしかば、彌兵衛はいふまでもなく、家内の
もの近邊に心安く行きかよひしもの、何れもおどろき、又忠義の志を感じ、その
上切腹とききて、歎き悲しみけるとかや
この夜彌兵衛かへりて後、内藏助は妻の里なる石東源五兵衛方への書狀、又京師瑞
光院方丈への書狀を認めおきいへば、瀬尾孫左衛門に申しつけ、主税も母と弟への
文を認めて、加瀬村幸七にわたしたり、この兩人かねて討入の供して腹切らんと願

ひしかども許さず、しからは吉良家屋敷まで御供申し、人々の本意を達するを見て
歸京申したしと願ひけるに、やがて許されたれば、その夜内藏助、孫左衛門をつれ
て立出で、主税は八十右衛門、數右衛門と來るべしとて、石町の角より駕籠にのり
堀部彌兵衛が宅の濱町へいそぎけり、少し過ぎて、主税、勘平、八十右衛門出立ち
たり、あとには數右衛門と幸七残りしに、四ツ時頃と思ふに、家主の手代來り、特
の外おさびしく見え申し候といふ、數右衛門幸七酒をのみて居たりしが、これはよ
き所へ見えたり、一ツまゐらすべし、肴も残りありとて、振舞けるに、かの手代申
しけるは、旦那方は、いづれへ御出にやといふ、數右衛門取りあへず、吉原へ年忌
れにといふ、かのもの又云ふ
左内様はいづれへと尋ぬるに、これも大方吉原ならんといふ、手代、いかさまさや
うにもあるべし、各々様には、何故お出でなきやといふ、數右衛門さればよ、今夜
留守せよといひつけられたり、さて／＼困り入る、隙ならば遊び給へと、さま／＼

もてなしけるに、彼者申すには
御馴染もあるべし、お出でなされよ、あとの事表さべしめいへば、氣づかひなし、
御樂しみなされ候へ、しかし明朝は旦那方より早くお歸りなされるべしも、し又おそ
くとも、私よきやうに申すべし、お心おきなくおん出でと勸めけるを、天のあたへ
とよろこび、然らば跡を頼む、酒も爰にあり、留守をして給はるべしと、數右衛門
衣服をきかへ、幸七も垢つきたる布子をぬぎて、偏へに跡を頼むとて、兩人足ばや
に立ち出で、兩國橋をわたり、林町なる前原伊助の方に駆けつけたり、主税は只今
來りし躰にて、伊助と話して、人々の集るを待ち居たり、數右衛門幸七の來ること
のはやきを見て、跡は何とせしやと尋ねけるに、その事にて候、彌兵衛の手代參り
て、かく申すを幸にして、留守を頼みて駆け出したりと物語りければ、いづれもそ
れは幸ひのことよと歡びけり、最早四ツ時過ぎなれば、同意の人々おひくく來會す
べし、門出の祝ひに一献飲むべしとて、肴をとのへて待ちにけり

七五

菅谷半之丞繼母に懸想さる

菅谷半之丞は、名を政利といひ、内匠頭長矩に仕へて馬廻を勤め、代官を兼ね、祿
百石を食めり、半之丞は幼少の時より美貌なれば、お小性に召し出されたり、その
頃母身まかりしかば、父半兵衛彼妻を迎へたりしに、夫よりは年至りて少く、その
上容儀美しく、娘の如くにてありし、半之丞この時十九歳にて、特に美男なり、
されば後妻この半之丞に心をかけしが、誠に道ならぬ事と思ひ、たびく思ひ直し
ても、戀路の闇のあさましく、もゆる思ひのやるかたなさに、心のたけを細々と認
め、人づてならで渡さんと、折を得てひそかに直ぐに贈りけり、半之丞は何事かと
披き見て、大いに驚き、いかゞはせんと、心くるしく思へども、さあらぬ躰にてう
ち過ぎぬ、この後人なきをりからは、かきくどくこと度々なりければ、半之丞人に
も語らず、思ふやう、所詮家に歸らば、事むづかしく、それよりは御殿にのみ止宿

し、さもなき時は、傍輩の許に宿り、曾て我家にかへりたることなかりし、後妻はこれを見て、さても我が戀は叶はぬなり、あら恥かしや、あらぬ言をいひたるものかなと、却て深く半之丞を怨み、父の半兵衛にさま／＼讒言をかまへ、他にのみ止宿して、身持放埒のよいしいひければ、始めの程は誠とも思はずありしが、後には左もあらんとて、一家親類相談の上、勘當すべしと定まりたり、半之丞は家にかへらざれば、これを見知らず、候には如何して聞き給ひしか、ある夜半之丞をひそかに召され、これを見よとて出し給ふ一通を披を見るに、我が身に覚えなき罪を個條に認めあり、いかゞの事やと思ふ所、候の申さるゝには、これは汝が父の半兵衛が、この書付を以て汝を勘當せんと願ひなり、定めて覚えあるまじ、しかし一々申しひらかば、父の行き届かざることになりて、汝孝道を失はん、又この申條を取りあげなば、罪なき汝を科に落さんといかゞはせん、我つく／＼思ふに、一先づ立退き身を隠して居よ、我に思ふむねあれば安心せよ、今更思ひよらざる別れば、實につ

らきことあり、我が心中は思ひやれよ、年を経て又逢ふまで、身を全くして時節の至るを待てと、なみだぐみ給へば、半之丞も君の厚志に感じ、共に涙をばらひ、誠に有りがたき仰せを蒙むり、何れの世にかこれを報じ奉つることを得ん、速かに立ち退き、主君の厚恩を空しくせざるやうに仕らんと、御前をなみだながらに立て何國ともなく出でにけり

七六 近松勘六夜討の時池に落ちる

近松勘六は、名を行重といひ、先祖は近江蛭田の人なり、世々仕へて淺野家の臣たり、勘六好んで兵法を學び、大いに熟達する所ありしといふ、内匠頭に仕へて馬廻役を勤め、祿二百五十石を食めり、淺野家の國除かるゝや、退去して本國なる蛭田に歸り、田宅重器すべてを悉く舊友に與へ、吉田忠左衛門と俱に江戸に赴き、假りに姓名を變じて森清助と稱せり、時あつて田口三之助ともいへり

吉良家へ夜討せし時、武林唯七、身の丈六尺ばかりの大男の、四方髪にていかめしきに出であひたり、而して名のりていふ
 我は鳥居利右衛門といふものなり、己等浪人のよるべなく、是非なき物狂するか、目に物見せんと唯七に討てかゝる、唯七聞いて大いに憤り、おうと答へてうち合ふところ、餘程の達人と見へて、もてあましたるやうすなり、勘六と勝田新左衛門はこれを見て、唯七救ふぞと聲をかけ、左右より切つてかゝる、利右衛門三人を引きうけ、少し退く所を、唯七飛び込み、おがみうちに眉間の真中より、胸板かけてわり付けたり、近松、勝田の兩人も、お手柄とほめたりしに、そのあとより侍二人進み來しが、鳥居の討たれしを見るより、逃げ出したり、勝田追ひかけ、一人の背より一討に切る、近松一人を追ひかけ、おひつめけるに、かの侍取つてかへし、打合ふ所、勘六が左の指二本切り落す、されば大いに怒り、うち込む太刀のはげしければ、又逃げ出すを、いづくまでも追いかけてたり。侍かなはじと思ひ、椽より飛び

おり、庭をさしてかけ出す、勘六ますく追つめんとかけおりしが、暗さはくらし案内は知らず、過ちて泉水に落ち入りしを、かの侍ふたゝび取つてかへし、二太刀三太刀切りたれども、鍔帷子の着きし冑頭巾なれば、手を負す、中村勘助これを見るより飛び來り渡り合ふ、その隙に、勘六上り來りて、その侍某に渡されよ、あまりに顔のにくき奴かな、勝手を知らず、したゝかな目にあはせたりと立ちかゝりて切り伏せたり、寒中といひ、水にひたりて特の外こゝへ、なかゝ堪へがたきやうす故、勘助我が小袖をぬぎて着せたり、これにて少し人心地つきたり、内藏助の所にて休息あるべしとて同道す、内藏助大いに驚き、さまゝいたはり、薬を用ひまづゝそのまゝ休みたまへ、かやうのことあるべしと、兼て思ひたればこそ、長追は無用、且つ手向ひをせずば、見のがすべしと申したることなり、年若の人々おもしろさのまり、過ちしたまふこと氣の毒といへり

七七

勘六が僕甚三郎夜討の翌朝諸士へ

密柑をおくる

近松勘六は、本國近江にて、その故郷の地より、甚三郎といへる小者を雇ひ、江戸へ下向する時、共に連れ来れり、彼が親は庄屋にて、由緒正しきものなりし、今度いよいよ吉良家へ討入りと極りしものから、いづれも在所へ書状をつかはし、その事柄を内報することゝなれり、勘六も書状をおくと共に、甚三郎をも故郷へ返さんとして、その事を彼に申し聞けしに、甚三郎いふ
この間より何れも方の御動靜を見うけいに、近々思召たちひこと、思はれたり、されば私國元を出でたる時、親の申し聞かせたるには、御奉公精々相つとめ、御主人のお爲めには、身命を捨つることを厭ふべからずと云へることは、かねてもお聞きの通りなり、此度御用に立ち申さぬものに思召しての事にて、御返しなされは

い、是非なき仕合せなりとて、腹をも切るべきやうすなり、されば先づそのまゝにてさし置き、討入にも供につれたり、去りながらかね々内藏助の申し合せには、此度の一擧、内匠頭家來の親子兄弟たりとも、他家におるもの及び、理由なきものは、同道を許さぬ掟に定めれば、その夜は吉良家の門前まで召つれ、翌朝諸士いづれも吉良のやしきより立ち出ける時、甚三郎は袂、懐中などより、蜜柑、餅など取り出し
各々様、お喉渴き申すべしとて、みなノに喰べさせつゝ、さてノ御首尾よく御仕廻ひなされたりとて、大よろこびに歡びたり、その後泉岳寺を立出で候折も、あとや先きになりて見へければ、不便に思はれ、今になりては、我が名字をつかはし内藏助に申して、一列に加へざることを残念さよと、おのノ惜しまれたりといふ勘六死する時三十四歳なりし

七八

千馬三郎兵衛退身の途中より赤穂に來る

千馬三郎兵衛は、名を光忠といひ、長矩に仕へて馬廻役を勤め、祿百石を食めり、三郎兵衛幼年の頃より文學に心をひそめ、且つ生來忠義の志あつく、君もし過ちあるを見ては、怒りをも恐れず諫諍しければ、侯にも殊の外あはれみ給ひけるが、いかなる故にか、兎角主君の心に叶はず、されど三郎兵衛は己に立ちかへり、御意に叶はざるは、我が勤めのあしきが故なるべしとて、益々精勤して心を苦しめ仕へけれども、意に叶はで疎まれけり、かゝれば心中に神佛を祈り、歎きかなしめども更らに甲斐なし、その上藤井安井の兩士より、御暇を願ひ、身を退くがよろしからんとの内意あり、されば今は頼む方なく、勤番の身の上なれば、一先づ赤穂へ歸り何方へも立退くべしと、年ごろ仕へし君に別れ、一家中の人々に暇を告げ、赤穂に

至り、故郷は四國なれば、その方へ志し出で立ちける、途中にて主君長矩の變事を聞くと、そのまゝ赤穂へ立戻りけるを、從者何ゆゑに再び赤穂には歸り給ふと云へば
さればよ、退身したりとて、君の變を聞きて、臣たるものが何國へか行くべきや、元よりお家を見かぎり退く身にあらす、御意にかなはねば止むことを得ず退くなり汝故郷に往いて、三郎兵衛が心底かくの通りなりと、親族の人へ物語り聞かせよ、我は赤穂城中にて死生を決すべきなりとて、急ぎ立ち戻り、内藏助に對面す、内藏助云ふ
其許今ごろは早本國に着かるゝ頃と思ふに、何方にて聞かれかへりしといふに、答へて、君辱かしめらるゝ時は、臣死すといはずや、兎角に大石殿の御差圖を受くべしと存じ、下人は古郷へ遣はしたり、不肖の某亡君の御意にも叶はず、あるに甲斐なき身なれども、忠義の志は誰にか劣らん、一方の用に立させ給はゞ、生前の

面目この上なしと云ひながら、君の別れと身の不肖を取りまじへ、涙をながしけるにぞ、内藏助大いに感じ
さて、類なき忠臣、感ずるにあまりあり、それにつけても平日君もお目をかけられ、食祿も數多賜はりしもの、此度の大變を聞きて、人先きに立ち退き、不義不忠の誹りを得るもある中に、其許は亡君の意にも叶はず、古郷へかへる途中より、死を決して取りて返し來られし心底の程、とかう申すに言葉なし、さて籠城とも死とも評議せしかども、異議ありて止みたり、同意のもの六十餘人、復讐に決したり、其許には心安く本國にかへり、目出度身を全くし給へと申しければ、三郎兵衛横手をうち、流石に老職ほどありて、某などが了簡、なか／＼及ぶ所にあらず、この場に臨んで、何の面目ありて、生きて再び本國にかへるべきやと、忠誠おもてにあらはれければ、内藏助その志をふかく感じ、よく／＼ためし試みて、遂に誓紙に加へたり、この後江戸に下り、仇家の動靜を伺ひ、姓名を變じて原三之介と云へ

り、死する時五十一歳なりし

七九 三郎兵衛清水一學を討取る

討入りの夜、義士かねての志しにて、憤りを晴らさんと、心のまゝの働らきをなし、最早八ツ時ごろと思ふに、向ふ敵もなし、然れども吉良殿未だ見へたまはず、さしもの義士も勇氣をおとし、萬一このまゝに腹切らんこと、誠に口惜しき限りなり、これまでに百切千磨の辛苦も甲斐なく、天の助けもあるべきにと、おの／＼血眼になりて襖、戸障子を打ち破り、天井に鎗を入れ、椽の下、物かげへは半弓を射込みけるに、内藏助云ふやう

かくあるべしと思ひし故に、勝負を決するは卯の刻を限るとは申したり、いまだ餘程の間あり、心せかずと捜し申すべし、無法の働きあるべからずと下知しけるに、おの／＼これに氣を得て、手わけをして尋ぬるに、こゝに一間あり、吉良父子の居

間と見えれば、赤埴源藏、千馬三郎兵衛の二人、鎗の石突にて突破りしかば、早水藤左衛門、横川勘平、潮田又之丞の三人は、半弓をしげく射こみけるに、内より侍一人飛び出ていふやう

高家の御座所もはからで、浪人躰の身分として無禮なり、退かずんば撫切りになすべし、某事は清水一學なりといひつゝ、切つてかゝる、赤埴、千馬、からゝとうち笑ひ、御當地をもはからず、人数をあつめ亂入するに、御座所を恐るゝことやはある、高家の御首を得て退かんと渡り合ふうち、又あとより二人切先をそろへて千馬を目がけて打てかゝる、三郎兵衛少しも恐れず、三人に切つてかゝる、潮田早水これを見て、そのうち一人づゝわれゝに給はれとて、一同に戦ふ所に、菅谷半之丞、大石瀬左衛門かけ來り、いざ手傳はんと血刀ふるつて詰めよする、又片岡磯貝、間、武林、村松、大高の人々、千馬救はんと入りかはる、三人の敵進退きはまれり、うけ太刀はよく引く所を、早水藤左衛門拜み打ちに、討太刀を受け損じ、

眉間より胸板かけて切りわられたり、今一人これを見るより、刀を捨て、逃げ出すを、潮田いづくまでもとおよび腰に、打刀に首背へかけ切り破りたり、清水一學は未だ勝負なく、雙方汗をながし挑み戦ふ所に、早水、赤埴、潮田の三人、千馬入りかはらんか、但しは手傳はんかと、左右より進むを見て、一學今は叶はじ、一方を引受け勝負せんと、退く所運のつくるには、楯をふみはづしどろと落つるを、千馬すかさずよりて切りつくる、一學切られながら、起きあがらんと働くを側なる人鎗にてはたと突きければ、よはる所を千馬とめを刺したり

八〇

杉野十平次諸義士の窮を救ふ

杉野十平次は、名を治房といへり、淺野家に仕へて中小性たり、家もとより富饒なり、國の變におよびて家財をことごとく賣りつくし、千金あまりを得たり、これを以て同盟義士の窮を賑はせり、十平次は大力にて、討入りの夜に、大かけやを提げ、

三村次郎左衛門と共に、裏門をうち破りて入る、諸士みなこれより討入れり、死する時二十八歳なりし

八一 神崎與五郎の幼時

神崎與五郎は、名を則安といへり、父は美作の太守に足輕を勤めし、神崎又市といふものなり、主來斷絶して浪人し、同國勝間田領の黒出といへる所に隠れ住めり、與五郎十四歳の春、同年の従弟箕作十兵衛といふものと同道して、作州津山の城下林田といふ所を通りけるに、町人にて腕立する若者に、彦七といふあぶれものありしが、力つよき曲物なりし、このもの箕作十兵衛に遺恨ありて、出合せんことを待ちければ、この日を幸ひに、林田の町はづれに待ち伏して居けるを、それとは知らず、與五郎と十兵衛つれ立ちて、小鼓の稽古に行く所を、横合よりつと出て、箕作が頬先をふかく一太刀切りて、駈け出し逃るを、與五郎追ひかけて、彦七が肩先を、

七寸ばかり切り込みければ、そのまゝ其所に倒れるを、首尾よく討ち留めたり、幼年にての働らき、近國までも聞へたり、されば成人の後赤穂に來りしとき、内匠頭直ちに足輕に抱へられたり、而るに文學もありて、勇氣もたくましく、その上に分別あるものなれば、徒目付より、郡目付までに、段々に取立てられ、立身したり、而して箕作十兵衛は、後に丈庵と稱して、津山の城下に住居せり

八二 與五郎商賈となりて間諜す

大石内藏助はかねて、岡島八十右衛門を關東に下し、吉良家の近隣に住居させ、その動靜を窺はせんと謀りたるに、八十右衛門去秋より病床に伏し、今に尙ほ赤穂に居るを以て、神崎與五郎が節義の堅固なるを察し、これを彼にかへんと思ひをめぐらし、竊かに命じけるは、其許速かに江戸に下り、吉良家の近所に家を持ちて、姿をやつし、形をいやしくし、仇家のありさまを伺ふべし、されども我がつて憂ふる